

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 節 目的と構成

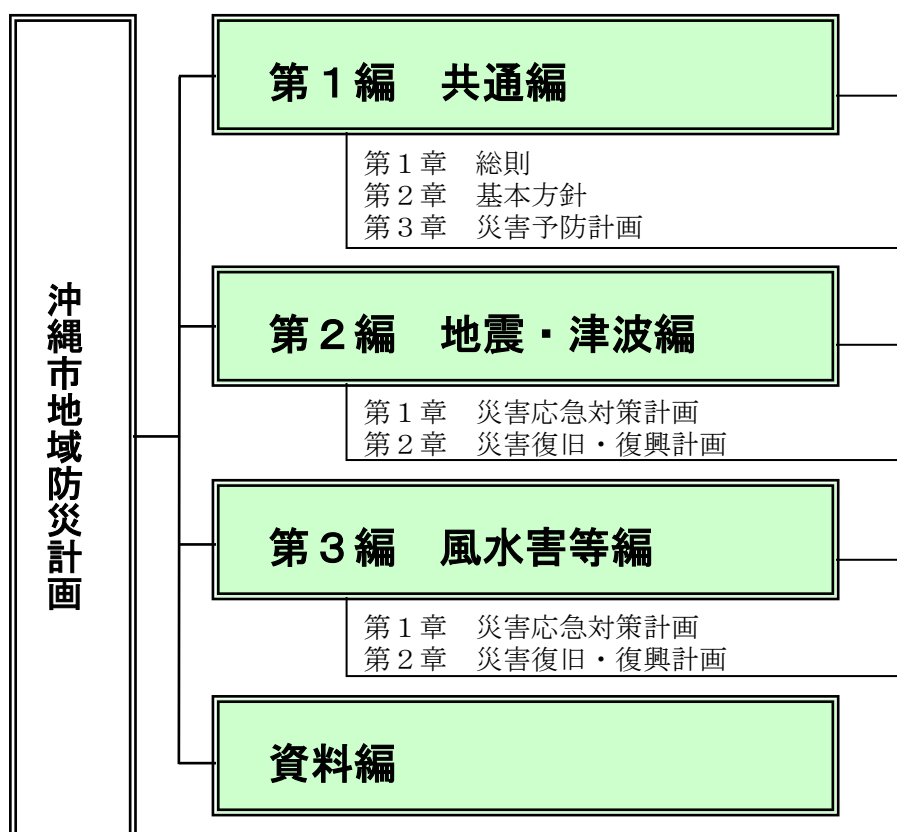
1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、沖縄市の地域にかかる災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期し、災害に強く安心して住めるまちを創ることを目的とする。

また、これらのもとで展開する施策については、持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れ、推進するものとする。

2 計画の構成

沖縄市地域防災計画の全体構成は以下のとおりとする。



第 2 節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 1 | 基本法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。 |
| 2 | 救助法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。 |
| 3 | 県防災計画 | 沖縄県地域防災計画をいう。 |
| 4 | 市防災計画 | 沖縄市地域防災計画をいう。 |
| 5 | 県本部 | 沖縄県災害対策本部をいう。 |
| 6 | 現地本部 | 沖縄県現地災害対策本部をいう。 |
| 7 | 地方本部 | 沖縄県災害対策地方本部をいう。 |
| 8 | 市本部 | 沖縄市災害対策本部をいう。 |
| 9 | 市本部長 | 沖縄市災害対策本部長をいう。 |
| 10 | 県医療本部 | 沖縄県災害医療本部をいう。 |
| 11 | 地域医療本部 | 沖縄県地域災害医療本部をいう。 |

第3節 沖縄市の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢・地質・森林・河川

本市は、九州の南と台湾の間に弓なりになった 40 余の島（有人島）からなる琉球列島の最大の島、沖縄本島のほぼ中央部の高台地にあつて、北緯 26 度 20 分、東経 127 度 48 分に位置し、那覇市の北方約 22 km の地点にあり、北はうるま市、恩納村、西は嘉手納町、読谷村、南は北谷町、北中城村に隣接している。

地勢はおおむね丘陵台地で一番低い地点（海岸線）が海拔 0 m、高い地点（字倉敷 304-4）で 201m となっており、太平洋側すなわち中城湾に高く、いわゆる海岸台地をなしている。

嘉手納空軍基地の滑走路南端から、沖縄市の南の方向に基地と民間地域を隔てるように、琉球石灰岩のサメの背びれ状の地形（琉球石灰岩のカルスト残丘）が各地に点在しており、知花城跡や「沖縄こどもの国内の石灰岩丘」などはその代表例である。土質は珊瑚石灰岩土壌、泥岩土壌、国頭礫土壌、沖積土壌の四つに大別することができ、表層地質としては、北部から南西側にかけて国頭礫層や琉球石灰岩等の透水性の高い層が主に分布し、南東側には島尻層群泥岩を主とする難透水性層と沖積層が分布している。また、本市における森林面積は、総面積 4,972ha の 17% に相当する 849ha で、すべて民有林である。

市域は、東西 8.45 km で南北 13.66 km となっており、南北に長方形をなしている。

	沖縄市役所	東端	西端	南端	北端
緯度	26° 20' 03"	26° 19' 34"	26° 20' 22"	26° 18' 14"	26° 25' 18"
経度	127° 48' 20"	127° 51' 19"	127° 46' 19"	127° 49' 44"	127° 47' 18"

本市の河川は大きく 3 つの流域に大別でき、二級指定河川である東シナ海に流れる比謝川水系の比謝川及び与那原川と、金武湾に流れる天願川水系の川崎川、そして渡口川など中城湾に注ぐ流域となっている。

河川の種類	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積
二級河川	比謝川	比謝川	左岸 沖縄市字胡屋 5 丁目 355 番 3 から海に至る	15,932m	49.66k m ²
			右岸 //		
	比謝川	与那原川	左岸 うるま市石川山城 1563-45 番地先から比謝川合流点まで	6,450m	8.79k m ²
			右岸 沖縄市字倉敷 304-6 番地先から比謝川合流点まで		
	天願川	川崎川	左岸 沖縄市字池原 2879 番地先から天願川合流点まで	3,800m	12.26k m ²
			右岸 沖縄市登川 1558 番地先から天願川合流点まで		

●資料編 資料 4-1 二級指定河川

(2) 面積

本市の面積は、49.72 km²であるが、そのうち基地面積（米軍、自衛隊基地）は、17.59 km²で総面積の 35.4% を占めている。

(3) 気象

琉球列島は、黒潮暖流の高水温域にあつて、気候は温暖で月平均温度の年格差も摂氏 12 度前後と比較的小さく、四季の変化に乏しく年平均気温は 23 度前後であり、年間降水量は 2,000mm 以上であ

る。また、世界で最も季節風の強く発達するアジア季節風帯に属しているため冬は北東の季節風が、夏は南東の季節風が吹き込み、例年10月になると新北風（ミーニシ）という北東季節風が吹きはじめ、冬の季節風に変わる1～2月には1年で最も冷え込む時期となるが、寒波の襲来時でも摂氏10度前後という温かさで気候風土に恵まれている。春季は風向きが変わりやすく、時折温帯低気圧が発生、通過し海上ではしけが続き、5月中旬から6月下旬までは本格的な梅雨期となり、梅雨期が過ぎると台風シーズンに入り、年平均7個強の台風が来襲し、特に7月から9月に集中するが、10月から11月に襲来することもある。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の令和5年12月31日現在の登録人口は142,283人を数え、昭和49年（沖縄市誕生）12月末日の人口95,694人より46,589人の増となっている。また、人口動態の面から見ると、令和4年12月末日の人口と比較して自然減、社会減の傾向にある。また、高齢化指数（65歳以上人口 ÷ 総人口）は20.2%となっており、着実に人口の高齢化は進んでいる。

(2) 住居状況

令和5年1月1日現在における本市の建物棟数は、家屋棟数で39,536棟。このうち、木造家屋は10.8%にあたる4,270棟である。

(3) 交通事情

本市における自動車交通量の多い道路は、国道330号、同329号、主要地方道沖縄石川線、県道20号線、同16号線の順であり、交通の流れは、朝夕とも通過車両が大半を占めている。国道330号は那覇市と結ばれバスで約50分を要し、南北に走る国道329号、うるま市に向かって走る主要地方道沖縄石川線は、沖縄島の中心をなす交通の要所である。

特に、国道330号、同329号及び主要地方道沖縄石川線が交差するコザ十字路、国道330号と県道20号線を結ぶ胡屋十字路、国道329号と県道16号線を結ぶ知花十字路、そして、国道329号と県道20号線を結ぶ高原交差点などは交通混雑が著しい状況にある。

市道についても、幅員の狭隘のところが多く、災害時における適切な対応が重要な課題となっている。

●資料編 資料3-1 市全体位置図

3 過去における風水害及び火災その他の状況

以下の内容は資料編によるものとする。

- (1) 自然災害
- (2) 気象概況
- (3) 沖縄県の過去における地震回数
- (4) 沖縄県における昭和以降の被害地震・津波・噴火
- (5) 過去5年間の火災発生状況

●資料編 3. 市の状況・災害履歴関係

4 活断層の状況

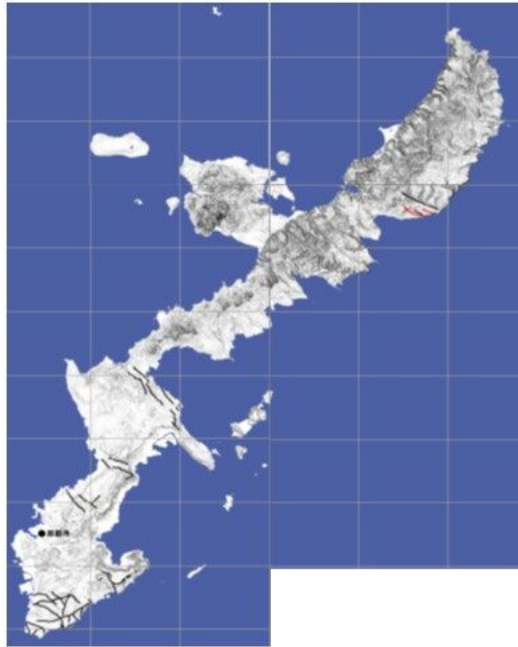
活断層については、産業技術総合研究所「活断層データベース」に掲載されており、活断層の状況や30年以内に活動する確率などを評価している。

これによると沖縄本島の活断層の状況は、以下の図のようになっている。

※ 産業技術総合研究所「活断層データベース」ホームページ

https://gbank.gsj.jp/activefault/index_cyber.html

沖縄本島の活断層（産業技術総合研究所「活断層データベース」より）



本市付近の活断層としては、「石川－具志川起震断層」があり、うるま市石川地域から具志川地域方向に延びる北東側隆起の正断層で長さは12 kmである。

石川－具志川起震断層（産業技術総合研究所「活断層データベース」より）

活動セグメント名	一般走向	一般傾斜	長さ[km]	断層型	変位の向き (隆起側)	平均変位 速度 [m/千年]	平均活動 間隔 [千年]
石川－具志川活動 セグメント	N40° W	60° W	12	正断層	E	0.1	14

第4節 災害の想定

災害の想定にあたっては、本市の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害（台風、豪雨、高潮、大規模な火事、地震、津波、その他の災害）を検討した結果、台風については過去に沖縄地方で起きた次に掲げる最大規模の災害を想定する。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地方大地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号フェイ

襲来年月日：昭和32年9月25日、26日

最大風速 47.0m/s（那覇）

最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）

降水量 70.7mm（那覇、25～26日）

死傷者・行方不明者 193名（うち死者及び行方不明者 131名）

住宅全半壊 16,091戸

イ 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号コラ）

襲来年月日：昭和41年9月5日

最大風速 60.8m/s（宮古島）

最大瞬間風速 85.3m/s（宮古島）

降水量 297.4mm（宮古島、3～6日）

傷者 41名

住宅全半壊 7,765戸

ウ 平成15年台風第14号マエミー

襲来年月日：平成15年9月10日、11日

最大風速 38.4m/s（宮古島）

最大瞬間風速 74.1m/s（宮古島）

降水量 470.0mm（宮古島、9～12日）

死傷者 94名（うち死者1名）

住宅全半壊 102棟（うち全壊19棟）

エ 令和5年台風第6号カーヌン

襲来年月日：令和5年7月31日～8月7日

最大風速 30.9m/s（那覇）

最大瞬間風速 52.5m/s（那覇）

降水量 291.0mm（読谷）

死傷者 86名（うち死者1名）

住宅全半壊 75棟（うち全壊6棟）

(2) 地すべり

発生年月日 平成18年6月10日

発生場所 沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内

降雨状況 先行降雨量 533mm (5/1～6/9)

集中降雨量 88mm (6/10)

地すべりの規模平均高さ 30m (最大 42m)、長さ約 335m

移動土量約 34 万 m³、地すべり面積 5 万 6 千 m²

地すべり幅最大 260m

人的被害なし

道路損壊県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川のはん濫 (浸水想定)

市内の重要河川である比謝川における近年の出水と被害状況は以下のとおりである。平成13年9月の台風16号と平成19年7月の台風4号の時には、日雨量が200ミリメートルを超える雨量を記録しているが、近年の河川整備等により、平成19年7月の台風4号時の浸水被害は軽減している。

また、県による当該河川がはん濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測しており、浸水想定は以下のとおりとなっている。

比謝川の主な浸水被害

災害発生年月日	災害原因			被害状況		
	台風名等	日雨量 (mm/日)	時間雨量 (mm/時)	床下浸水 (棟)	床上浸水 (棟)	計 (棟)
平成13年 9月8日～14日	台風16号	286	101	64	374	438
平成14年 6月15日	豪雨	180	60	42	51	93
平成17年 6月15日	豪雨	180	59	25	18	43
平成19年 7月13日	台風4号	211	56	1	1	2

天願川の主な浸水被害

災害発生年月日	災害原因			被害状況		
	台風名等	日雨量 (mm/日)	時間雨量 (mm/時)	床下浸水 (棟)	床上浸水 (棟)	計 (棟)
平成26年 7月6日～11日	台風8号	340.5	71	0	3	3

洪水浸水想定区域

対象水系・河川名	指定区分	比謝川流域全体の 日総雨量	想定される状況
比謝川水系 比謝川・与那原川 (平成30年12月 11日指定)	想定最大規模	1,012mm	最大浸水深 5～10m未満
	浸水継続時間		最大浸水継続時間 24～72時間未満
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)		河岸の地盤が削られ家屋が倒 壊・流出する可能性がある
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)		堤防決壊により木造家屋が倒 壊・流出する可能性がある
	計画規模	385mm	浸水深5m未満
対象水系・河川名	指定区分	天願川流域全体の 雨量	想定される状況
天願川水系 川崎川 (令和2年10月6 日指定)	想定最大規模	流域全体に24時間の 降雨量で 1,066mm	最大浸水深 3～5m未満
	浸水継続時間		最大浸水継続時間 12～24時間未満
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)		河岸の地盤が削られ家屋が倒 壊・流出する可能性がある
	計画規模	流域全体に60分の 降雨量で 92mm	浸水深3m未満

●資料編 資料4-4 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(想定最大規模)

資料4-5 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(浸水継続時間)

資料4-6 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

資料4-7 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))

資料4-8 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(計画規模)

(4) 高潮(浸水想定)

県は、本島に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧 870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成18年度に本島沿岸域、平成19年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

●資料編 資料5-1 沖縄市高潮浸水予測図

(5) 土砂災害（危険区域・警戒区域等）

本市には、土砂災害が予想される危険区域等が多数あり、その対策として土砂災害対策を推進する。

本市における急傾斜地崩壊危険区域は9区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地）は42箇所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）は36箇所となっている。

また、本市における地すべり防止区域は2区域、土砂災害警戒区域（地すべり）は10箇所となっている。

●資料編 資料4-10 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）

資料4-11 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

資料4-12 地すべりによる危険が予想される箇所

資料4-13 地すべり防止区域指定一覧表

土砂災害（危険区域・警戒区域等）令和5年4月1日現在

箇所名	地すべり 防止区域	急傾斜地崩壊 危険区域	土砂災害 警戒区域		土砂災害 特別警戒区域	
			急傾斜地	地すべり	急傾斜地	地すべり
	2	9	42(1)	10	36(1)	0
池原			5		5	
知花			1			
越来			1		1	
八重島			2		1	
嘉間良		1	6	1	4	
室川			2		2	
大里		2	3		2	
高原		1	3	2	3	
比屋根		3	5	2	5	
与儀	1	1	5	1	5	
園田			2		2	
山里			1		1	
南桃原			2		2	
久保田		1	2		1	
仲宗根	1			1		
胡屋				1		
古謝			2	1	2	
桃原				1		
吉原			(1)		(1)	

※（ ）は一部市外

令和5年度沖縄県水防計画より

2 地震及び津波の被害想定

本市の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」に基づき、被害の概要を以下にまとめる。記載している事項は、概ね次のとおりである。

- ① 想定地震（震源の位置、規模）
- ② 地震動、液状化分布図
- ③ 地震動・液状化による建物、ライフライン等の物的被害数量、人的被害の数量
- ④ 津波浸水想定区域の図

(1) 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 20 の想定地震を設定した。その中で、本市において想定される震度は、6 強が 1、6 弱が 6、5 強が 4、5 弱が 1 となっている。想定地震の概要は次のとおりである。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	深さ (km)	計測震度※（沖縄市）			震度 (沖縄市)	マグニ チュード	備 考
		最大値	最小値	平均 値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	5.6	4.5	5.2	5 強	7.0	平成 21 年度沖縄県地 震被害想定調査より
伊祖断層による地震	3	6.0	4.8	5.6	6 弱	6.9	
石川一具志川断層系による地震	3	6.6	5.4	6.0	6 強	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.2	5.6	5.9	6 弱	7.8	
宮古島断層による地震	3	2.8	2.3	2.6	3 以下	7.3	
八重山諸島南西沖地震	2	3.2	2.6	3.0	3 以下	8.7	平成 23・24 年度 津波被害想定調査
八重山諸島南方沖地震	2	3.8	3.2	3.5	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.1	4.5	4.9	5 弱	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.8	5.2	5.5	6 弱	8.8	
沖縄本島東方沖地震	2	5.8	5.2	5.5	6 弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	2.9	2.4	2.7	3 以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.4	2.8	3.1	3 以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.4	2.9	3.2	3 以下	8.1	
久米島北方沖地震	2	5.3	4.9	5.1	5 強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.3	4.9	5.1	5 強	8.1	
沖縄本島南東沖地震 3 連動	2	6.0	5.5	5.8	6 弱	9.0	
八重山諸島南方沖地震 3 連動	2	5.3	4.7	5.0	5 強	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	6.0	5.5	5.8	6 弱	7.8	平成 25 年度沖縄県地 震被害想定調査
宮古島スラブ内地震	30	3.9	3.4	3.7	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.3	2.7	3.0	3 以下	7.8	

※計測震度：地震観測点で震度計によって測定された、地表のゆれ（地震動）の強さの程度を数値化した震度。基本的には周期 0.1～1.0 秒の地震波の加速度の大きさに基づいており、体感による震度とほぼ一致するように定められている。

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとした。

(3) 予測結果の概要

本市における死者数は、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが最も多く（631 人）、次いで沖縄本島南東沖地震（577 人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、石川ー具志川断層系による地震のケースが最大（68 人）である。

建物被害（全壊）については、石川ー具志川断層系による地震のケースが最も多く（4,946 棟）、その大半が「地震の揺れ」による建物被害である。次いで沖縄本島南東沖地震 3 連動（4,792 棟）となるが、この地震では「津波」と「地震の揺れ」によるものとなっている。

ライフラインとなる上水道については、沖縄本島南部スラブ内地震の被害が最も多く、地震直後の断水人口は 110,113 人、電力については、沖縄本島南東沖地震 3 連動の被害が最も多く、停電軒数は 19,028 軒に上る。

(4) 市町村一律の直下型地震について

(1) の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

沖繩市における被害想定（平成25年度沖縄県地震被害想定調査）

想定項目			沖縄本島南部断層 による地震	伊祖断層 による地震	石川-具志川断層 による地震	沖縄本島南部 スラブ内地震	宮古島断層 による地震	八重山諸島 南西沖地震	八重山諸島 南方沖地震	八重山諸島 南東沖地震	沖縄本島 南東沖地震	沖縄本島 東方沖地震	石垣島 南方沖地震	石垣島 東方沖地震	石垣島 北方沖地震	久米島 北方沖地震	沖縄本島 北西沖地震	沖縄本島南東沖 地震3連動	八重山諸島南方 沖地震3連動	沖縄本島北部 スラブ内地震	宮古島スラ ブ 内地震	石垣島スラ ブ 内地震	一律地震動によ る地震												
建物被害	全壊棟数 (棟)	揺れ	192	1,291	4,229	2,589	0	0	0	5	562	553	0	0	0	66	39	2,018	16	1,527	0	0	938												
		液状化	104	167	340	340	0	0	0	104	340	340	0	0	0	330	106	340	123	340	0	0	340												
		土砂災害	16	30	37	36	0	0	0	0	0	20	17	0	0	0	16	16	36	15	36	0	0	36											
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,084	1,360	0	0	0	0	0	2,267	0	0	0	0	0											
		地震火災	2	*3	209	*3	340	*3	310	*3	0	0	0	1	*3	16	*3	13	*3	0	0	131	*3	1	*3	133	*3	0	0	8	*3				
		合計	314	*3	1,697	*3	4,946	*3	3,275	*3	0	0	0	110	*3	3,022	*3	2,283	*3	0	0	415	*3	162	*3	4,792	*3	155	*3	2,037	*3	0	0	1,323	*3
	半壊棟数 (棟)	揺れ	1,142	4,017	*1,2	7,956	*1	6,323	*1	0	0	213	2,467	0	0	0	563	492	5,366	*1,2	449	4,747	*1,2	0	0	0	0	0	0	3,533					
液状化		131	208	*1,2	430	*1	430	*1	0	0	0	131	343	0	0	0	417	134	333	*1,2	155	430	*1,2	0	0	0	0	0	0	430					
土砂災害		37	69		87		84		0	0	0	1	47	0	0	0	37	37	84		36	84		0	0	0	0	0	84						
津波		0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,503		0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計		1,311	4,294	*1,2	8,472	*1	6,837	*1	0	0	0	345	5,727	0	0	0	1,016	663	8,286	*1,2	639	5,261	*1,2	0	0	0	0	0	0	4,046					
人的被害		死者数 (人)	建物倒壊	1	*1	19	*1	65	*1	37	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	27	*1	0	*1	19	*1	0	0	0	0	10	*1				
	土砂災害		1	*1	3	*1	3	*1	3	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	*1	1	*1	3	*1	0	0	0	0	3	*1				
	津波		0		0		0		0		0		570	*1	31	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	地震火災		0	*3	1	*3	5	*3	3	*3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*3			
	ブロック塀		1	*3	2	*3	3	*3	4	*3	0	0	0	0	0	0	0	1	*3	3	*3	1	*3	3	*3	0	0	0	0	2	*3				
	合計		3	*3	21	*1	68	*1	40	*1	0	0	0	0	0	0	0	2	*3	2	*3	631	*1	22	*1	0	0	0	0	14	*3				
	負傷者数 (人)	建物倒壊	235	*1	949	*1	2,172	*1	1,590	*1	0	0	0	39	*2	538	*1	536	*1	0	0	111	*1	93	*1	1,318	*1	0	0	1,118	*1	0	0	796	*1
		土砂災害	2	*1	3	*1	4	*1	4	*1	0	0	0	0	0	2	*1	2	*1	0	0	2	*1	4	*1	2	*1	0	0	4	*1	0	0	4	*1
		津波	0		0		0		0		0		10,856	*1	704	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		地震火災	1	*3	14	*3	24	*3	21	*3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	*3		
		ブロック塀	25	*3	55	*3	114	*3	133	*3	0	0	0	9	*3	67	*3	66	*3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	*3		
		合計	243	*3	952	*1	2,176	*1	1,594	*1	0	0	0	45	*3	11,397	*1	1,243	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	800	*1		
	重傷者数 (人)	建物倒壊	20	*2	129	*1	424	*1	259	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	*2	202	*1	2	*2	152	*1	0	0	93	*1			
		土砂災害	1	*1	2	*1	2	*1	2	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	*1		
		津波	0		0		0		0		0		3,699	*1	240	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		地震火災	0	*3	4	*3	7	*3	6	*3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	*3		
		ブロック塀	10	*3	22	*3	45	*3	52	*3	0	0	0	3	*3	26	*3	26	*3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	*3		
		合計	29	*3	142	*3	428	*3	290	*3	0	0	0	4	*3	3,756	*1	296	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	*3		
	軽傷者数 (人)	建物倒壊	216	*1	820	*1	1,748	*1	1,331	*1	0	0	0	38	*2	483	*1	482	*1	0	0	104	*1	90	*1	1,116	*1	0	0	966	*1	0	0	702	*1
		土砂災害	1	*1	2	*1	2	*1	2	*1	0	0	0	0	0	1	*1	1	*1	0	0	1	*1	2	*1	1	*1	2	*1	0	0	2	*1		
		津波	0		0		0		0		0		7,157	*1	464	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		地震火災	1	*3	10	*3	17	*3	15	*3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	*3		
		ブロック塀	16	*3	34	*3	70	*3	81	*3	0	0	0	5	*3	41	*3	41	*3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	*3		
		合計	219	*2	821	*1	1,750	*1	1,333	*1	0	0	0	41	*3	7,641	*1	947	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	704	*1		
	要救助者数 (人)	地震	72	*1	490	*1	1,606	*1	981	*1	0	0	0	2	*1	210	*1	207	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	353	*1		
津波		0		0		0		0		0		2,943	*1	2,619	*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
津波に伴う要搜索者数(人)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
ライフライン被害	上水道	断水人口 (人)	直後	1,718	12,426	100,596	110,113	0	0	0	132	49,082	47,125	0	0	0	1,586	793	106,865	661	91,871	0	0	68,606											
			1日後	1,586	10,972	96,895	107,205	0	0	0	132	45,823	43,804	0	0	0	1,454	793	103,746	661	87,509	0	0	63,847											
			1週間後	529	4,494	74,290	86,848	0	0	0	0	29,653	27,455	0	0	0	529	264	83,412	132	62,790	0	0	39,392											
			1ヶ月後	0	0	16,259	21,415	0	0	0	0	8,971	6,509	0	0	0	0	0	25,279	0	11,633	0	0	4,098											
	下水道	支障人口 (人)	直後	24,716	30,037	37,880	34,788	0	0	0	18,209	32,411	30,948	0	0	0	25,747	25,339	37,322	21,340	32,720	0	0	32,719											
			1日後	20,906	25,370	32,012	29,290	0	0	0	15,353	28,246	26,718	0	0	0	21,668	21,451	32,434	17,966	27,548	0	0	27,548											
			1週間後	7,513	9,146	11,542	10,562	0	0	0	5,553	13,791	11,989	0	0	0	7,840	7,731	15,685	6,533	9,909	0	0	9,909											
			1ヶ月後	218	218	327	218	0	0	0	218	5,840	3,888	0	0	0	218	218	6,334	218	218	0	0	218											
	電力	停電軒数 (軒)	直後	742	4,673	*3	13,887	*3	11,061	*3	0	0	13,303	10,318	0	0	0	0	0	19,028	*3	0	8,950	*3	0	0	0	0	0	0	7,493				
			1日後	81	405	*3	1,053	810	0	0	0	0	4,884	3,285	0	0	0	0	0	5,631	0	648	0	0	567										
			1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	4,193	2,737	0	0	0	0	0	4,561	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			1ヶ月後	0	0	0	0	0	0	0	0	4,193	2,737	0	0	0	0	0	4,561	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	通信施設	不通回線数 (回線)	直後	341	2,272	*3	6,739	*3	5,338	*3	0	0	7,990	6,034	0	0	0	0	0	10,706	*3	0	4,240	*3	0	0	0	0	0	0	3,521				
			1日後	303	2,082	*3	6,209	*3	4,884	*3	0	0	0	7,523	5,632	0	0	0	0	0	10,027	*3	0	3,900	*3	0	0	0	0	0	0	3,218			
			1週間後	38	303		909	*2,3	719	0	0	0	0	2,785	1,937	0	0	0	0	0	3,310	0	0	568	0	0	0	0	0	0	492				
			1ヶ月後	38	151		454		379	*3	0	0	0	2,354	1,608	0	0	0	0	0	2,702	0	0	303	0	0	0	0	0	0	227				
	都市ガス	支障戸数 (戸)	直後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			1日後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1週間後			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1ヶ月後			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
交通施設被害	道路・漁港	道路(箇所)	22	32	37	36	0	0	0	12	29	29	0	0	0	24	24	37	17	35	0	0	35												
		道路施設(箇所)	2	4	6	6	1	1	1	1	6	6	1	1																					

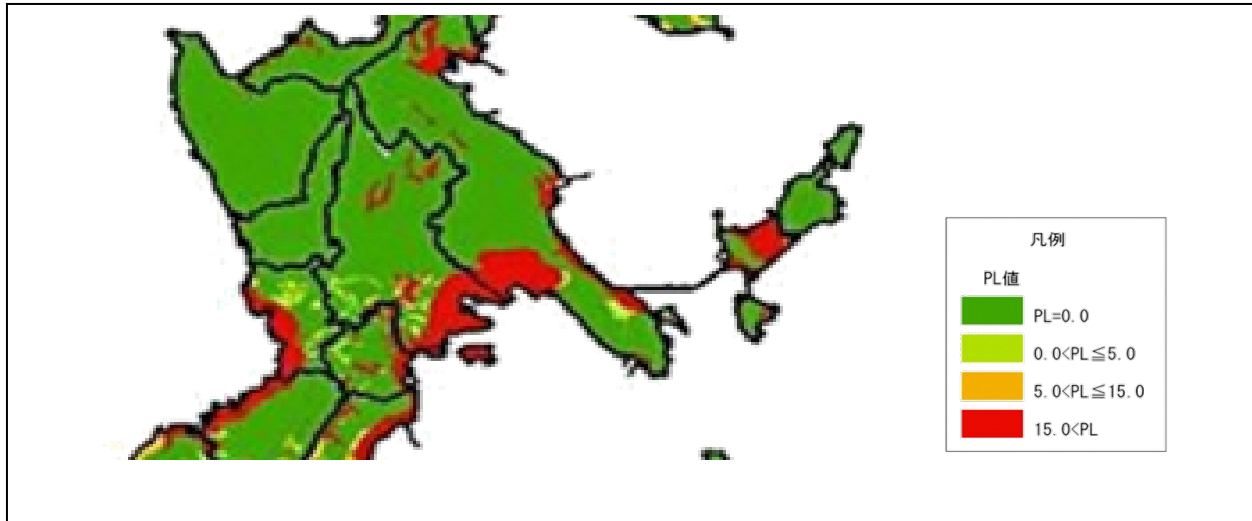
※ : 各想定項目における最大値

*1 : 冬深夜

*2 : 夏12時

*3 : 冬18時

液状化危険度分布図（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査）



石川－具志川断層系地震の液状化危険度 (PL 値) 分布

P L 値に伴う液状化の危険度

PL 値	危険度
$P_L=0$	液状化の危険度はかなり低い
$0 < P_L \leq 5$	液状化の危険度は低い
$5 < P_L \leq 15$	液状化の危険度が高い
$15 < P_L$	液状化の危険度が極めて高い

本市において、液状化危険度が高い「石川－具志川断層系地震」と同等の危険度が想定される地震は以下のとおりである。

- ・ 沖縄本島南部スラブ内地震
- ・ 沖縄本島南東沖地震
- ・ 沖縄本島東方沖地震
- ・ 沖縄本島南東沖地震 3 連動
- ・ 沖縄本島北部スラブ内地震
- ・ 一律地震動による地震

3 津波の浸水想定

本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水到達区域、津波到達時間等について、県の調査に基づき、概要を以下にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	沖縄本島北方沖（C01）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80 k m	40 k m	4 m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80 k m	40 k m	4 m	
④	久米島北方沖（B04E）	80 k m	40 k m	4 m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80 k m	40 k m	4 m	
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑨	石垣島東方沖1（C06W）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑩	石垣島東方沖2（NM11）	60 k m	30 k m	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖（IM00）	40 k m	20 k m	20m	7.7
		15 k m	10 k m	90m	（※2）
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100 k m	50 k m	5 m	7.9

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

（2）最大クラスの津波

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。また、この浸水想定を沖縄市における避難対象地域とする。「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成24年度）津波浸水想定モデル一覧

	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震	270 k m	70 k m	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）	300 k m	70 k m	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震（※2）	40 k m	20 k m	20m	7.8
		15 k m	10 k m	90m	（※3）
⑦	石垣島東方沖地震（※2）	60 k m	30 k m	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1

	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
⑨	石垣島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240 k m	70 k m	20m	9.0
			170 k m	70 k m	20m	
			260 k m	70 k m	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200 k m	70 k m	20m	9.0
			175 k m	70 k m	20m	
			300 k m	70 k m	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3：⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成24年度の津波浸水想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270 k m	70 k m	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)	300 k m	70 k m	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震(※4)	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震(※2)	40 k m	20 k m	20m	7.8
		15 k m	10 k m	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震(※2)	60 k m	30 k m	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1

	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
⑮	沖縄本島北西沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200 k m	70 k m	20m	9.0
			175 k m	70 k m	20m	
			300 k m	70 k m	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

- 「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位
「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間
「津波到達時間」：津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間
「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

4 津波災害警戒区域

平成29年度において県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき県内39市町村の沿岸部を津波災害警戒区域として指定した。本市においては、最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）である平成26年度津波浸水想定区域と同範囲が指定されている。それに伴い、市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき以下の対策を講じる。

- (1) 市防災計画に、津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項について定める。
- (2) 津波災害警戒区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設等（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地並びに当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市防災計画に定める。また、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

●資料編 資料5-3 避難促進施設一覧

【避難促進施設とは】

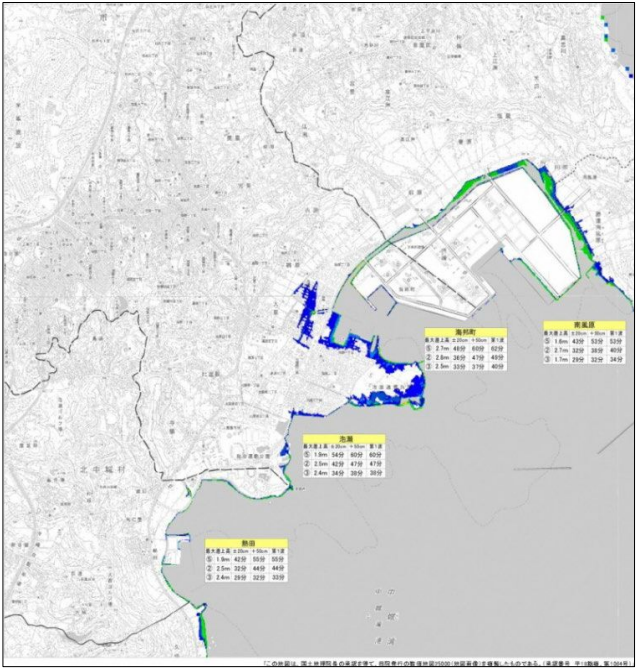
津波災害警戒区域内に立地し、主に防災上の配慮を要する者が利用する以下の施設です。

- 1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
- 2 津波法施行令第19条に基づく次に掲げる施設
 - (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、児童育成支援拠点事業の用に供する施設、こども家庭センター、児童相談所その他これらに類する施設
 - (2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
 - (3) 病院、診療所及び助産所

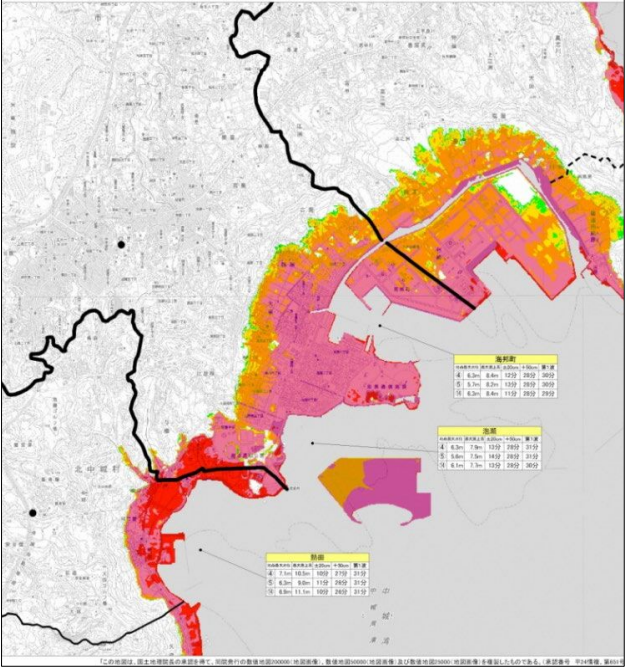
- (3) 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

津波浸水想定図

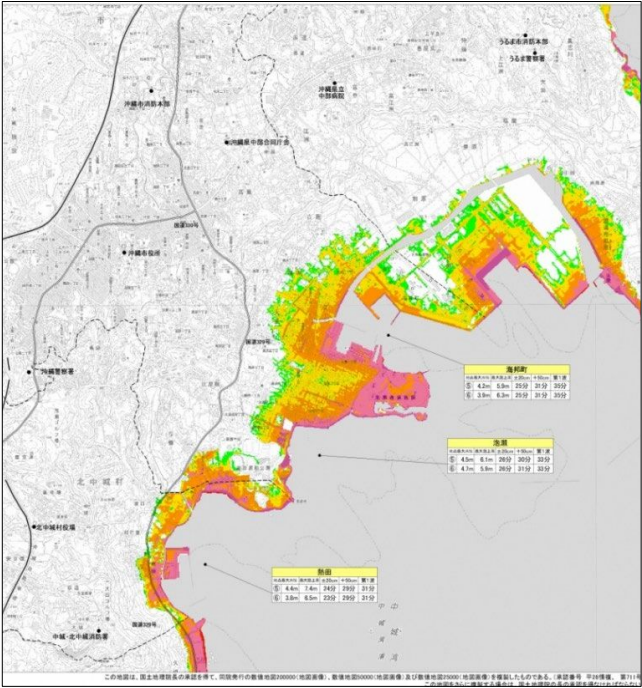
(1) 切迫性の高い津波＜平成 18 年度＞



(2) 最大クラスの津波＜平成 24 年度＞



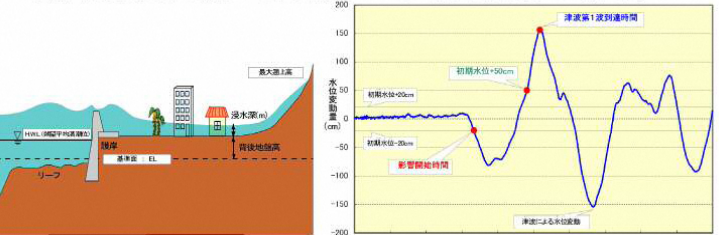
(3) 最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定＜平成 26 年度＞



■下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行いました。（全6ケース）
■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深（注1）を表示しています。
■また、代表地点周辺における最大遡上高（注1）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）を表示しています。（注2）
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
〔シミュレーション条件〕

- (1) 想定津波
- ①沖縄本島 北方沖 の想定地震津波
 - ②沖縄本島 南東沖 の想定地震津波
 - ③沖縄本島 南西沖 の想定地震津波
 - ④久米島 北方沖 の想定地震津波
 - ⑤久米島 南東沖 の想定地震津波
- (2) 構造物
- 効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
 - 効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
- (3) 潮位：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）

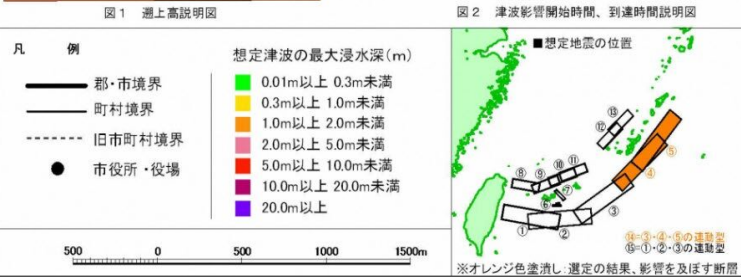
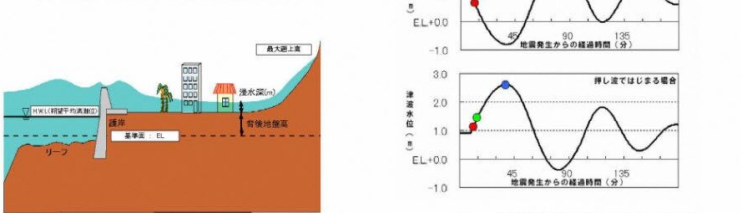
※注1 最大遡上高と浸水深（図1参照）
最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
※注2 影響開始時間（±20cm、+50cm）と津波到達時間（図2参照）
影響開始時間は、地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる恐れのある初期水位からの水位上昇が+50cmに達する時間也表示しています。
津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。



■下図の15の想定地震について、各市町村毎に影響の大きい3つの想定地震を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行いました。（全6ケース）
■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深を表示しています。（注1）
■代表地点周辺における最大遡上高、また代表地点における地点最大水位（注1）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）（注2）を表示しています。
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合にはここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
〔シミュレーション条件〕

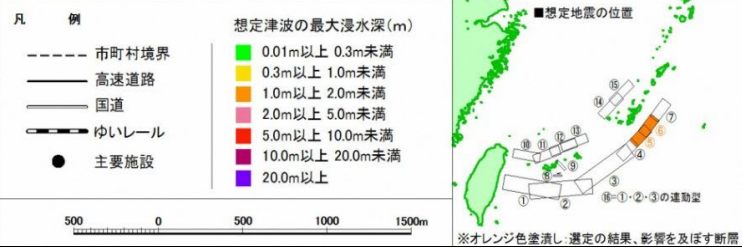
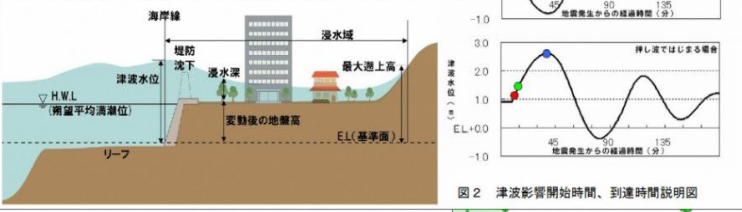
- (1) 想定地震
- ①八重山諸島南西沖
 - ②八重山諸島南東沖
 - ③八重山諸島北西沖
 - ④沖縄本島南東沖
 - ⑤沖縄本島東方沖
 - ⑥石垣島南方沖
 - ⑦石垣島東方沖
 - ⑧与那国島北方沖
 - ⑨石垣島北方沖
 - ⑩多良間島北方沖
 - ⑪宮古島北方沖
 - ⑫久米島北方沖
 - ⑬沖縄本島北西沖
 - ⑭沖縄本島南東沖（③、④、⑤の連動型）
 - ⑮八重山諸島南方沖（①、②、③の連動型）
- (2) 構造物
- 効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
 - 効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
- (3) 潮位：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注1 最大浸水深と地点最大水位と最大遡上高（図1参照）
最大浸水深は各地の地表面からの水面の高さ、地点最大水位はその地点における最大津波水位、最大遡上高は各地区で津波が到達する最高の標高です。
※注2 影響開始時間（±20cm、+50cm）と津波到達時間（図2参照）
影響開始時間（±20cm）は、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間です。影響開始時間（+50cm）は避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間です。
※注3 津波シミュレーションは、最小メッシュサイズを1.0mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。

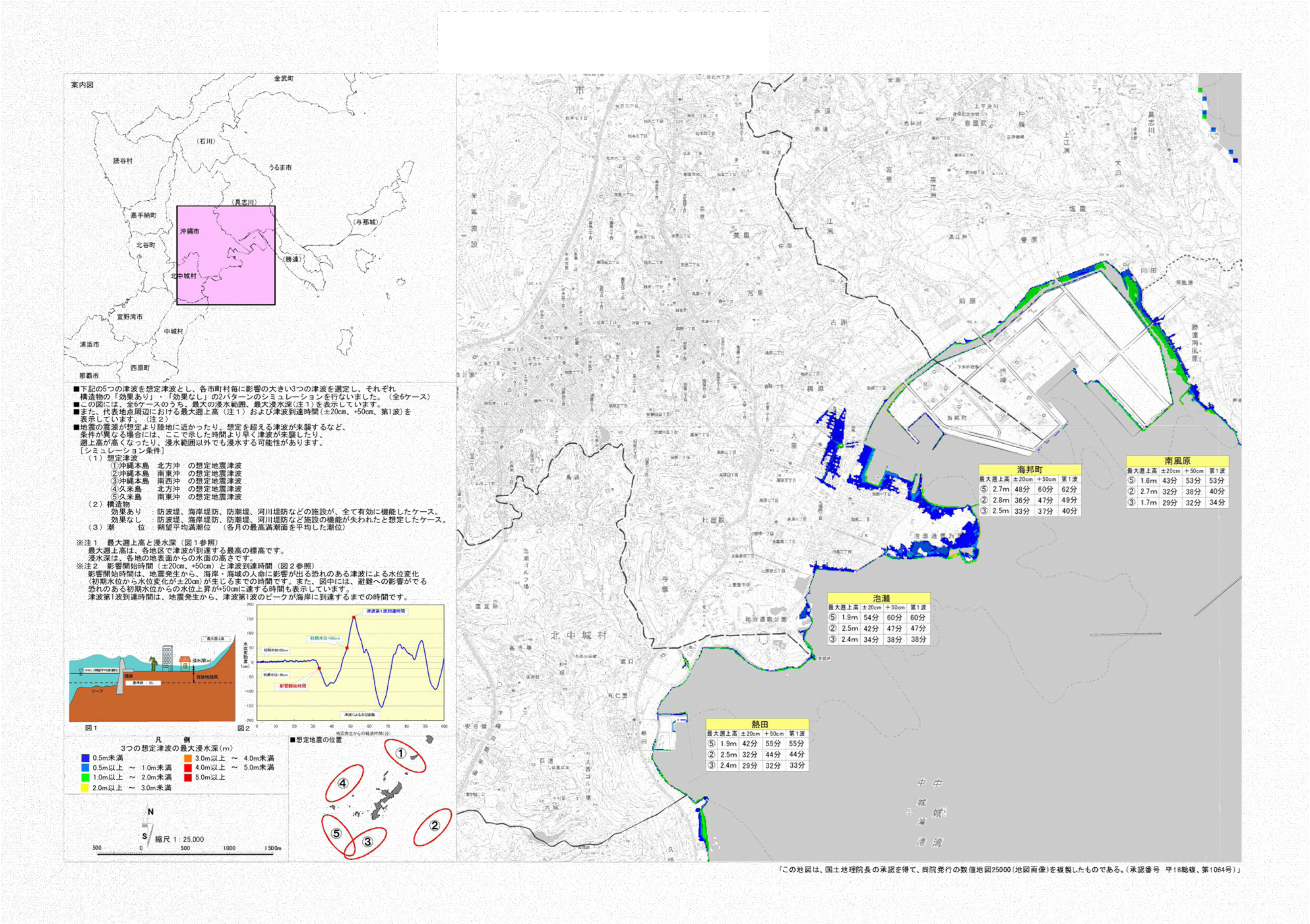


―「留意事項」―
■「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
■「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
■最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水域以外でも浸水する可能性があります。
■津波シミュレーションは1.0mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。また、浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
■この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
■浸水域や浸水深は、津波の第1波ではなく、第2波以降に最大となる場所もあります。
■「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

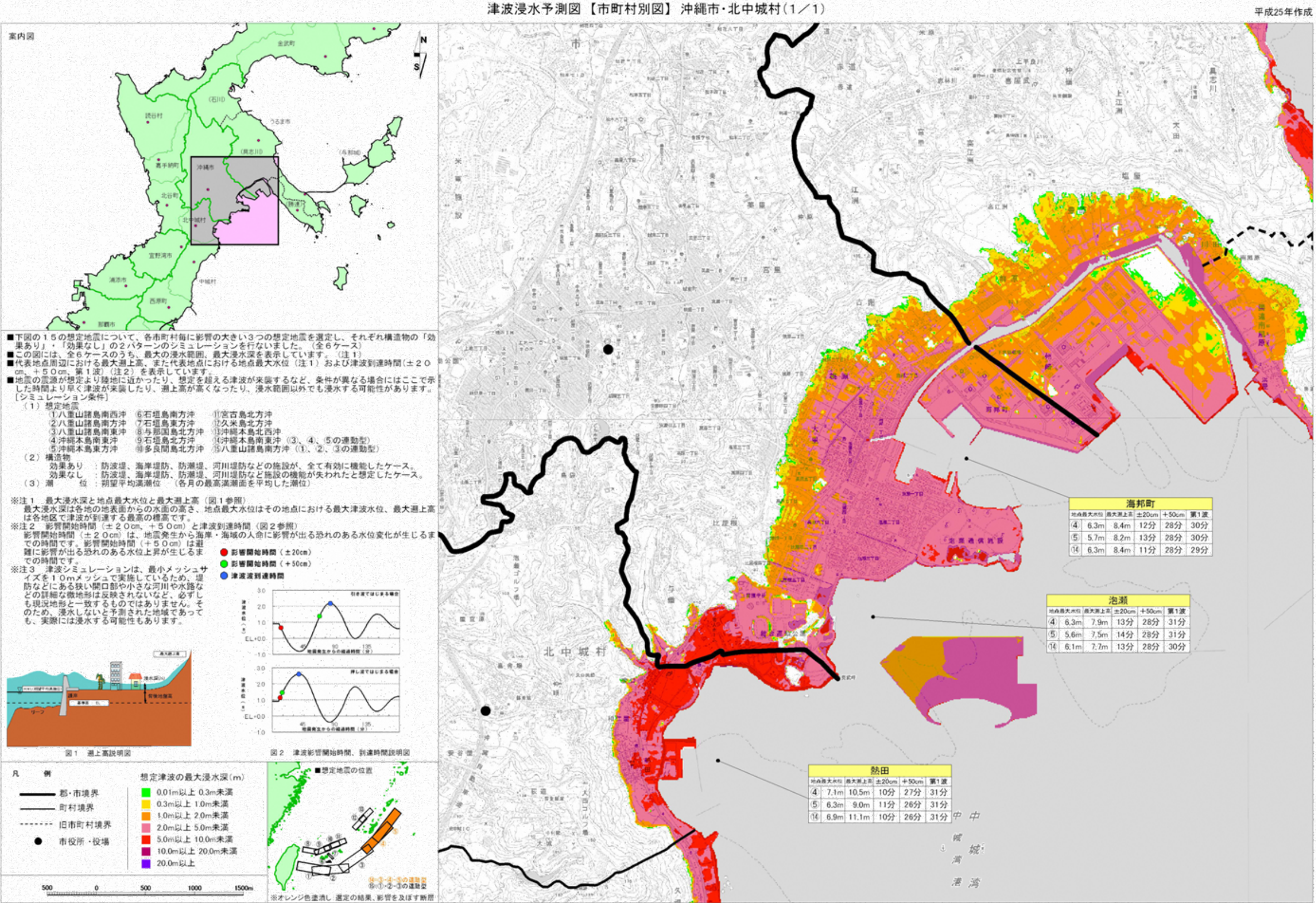
―「用語について」―
■浸水域：海岸線から陸地に津波が遡上した外縁までの範囲
■浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
■地点最大水位：その地点における最大津波水位
■最大遡上高：各地区で津波が到達する最高の標高
■影響開始時間（±20cm）：地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間
■影響開始時間（+50cm）：地震発生から避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間
■津波第1波到達時間：地震発生から津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間
―「シミュレーション条件」―
■想定地震：下図の16の想定地震について、地域海岸毎に影響の大きい想定地震を1～6つ選定
■構造物：堤防等（盛土構造物）は比高7.5%沈下、防波堤等（コンクリート構造物）は設定なし
■潮位：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）



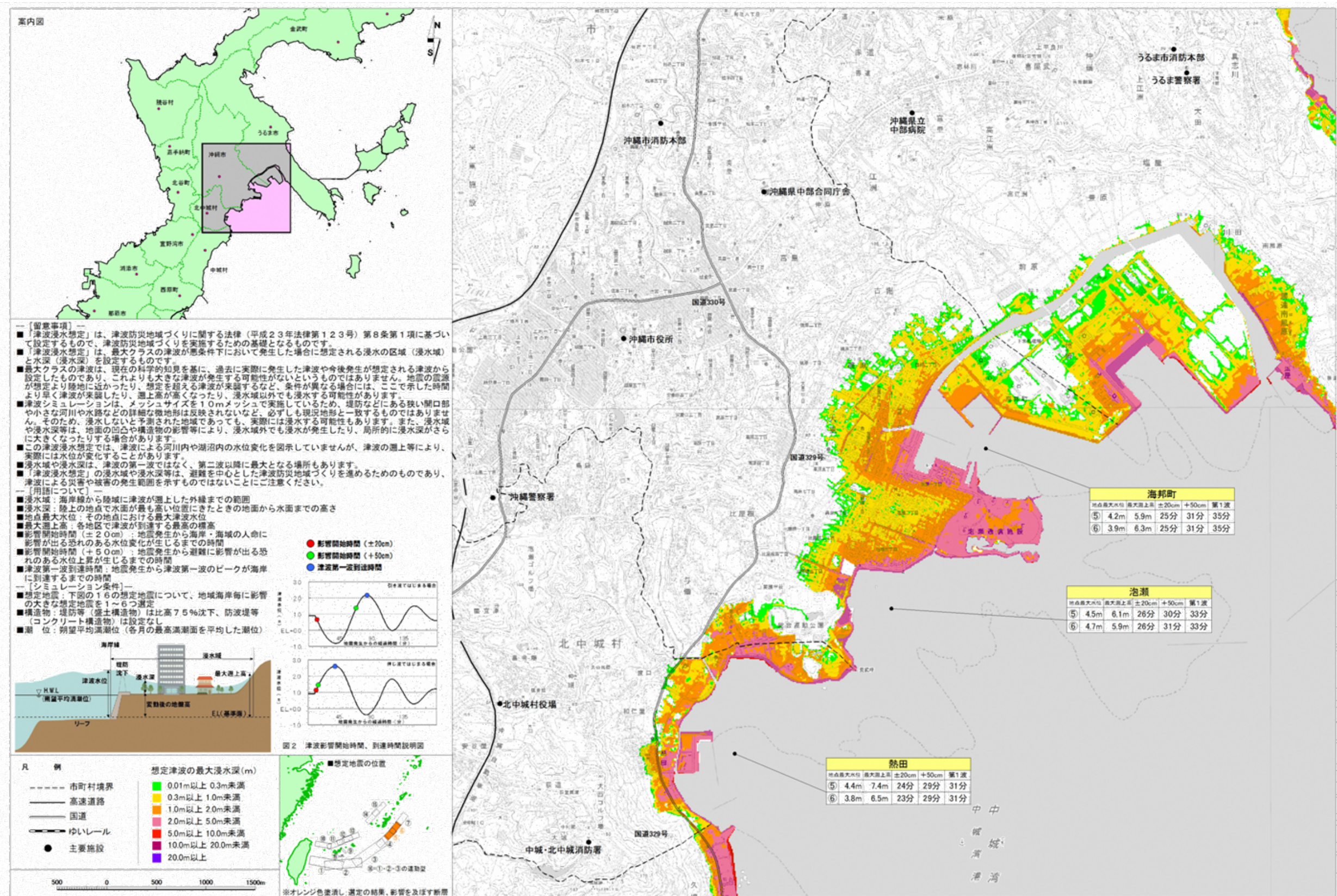
(1) 切迫性の高い津波＜平成 18 年度＞



(2) 最大クラスの津波＜平成24年度＞

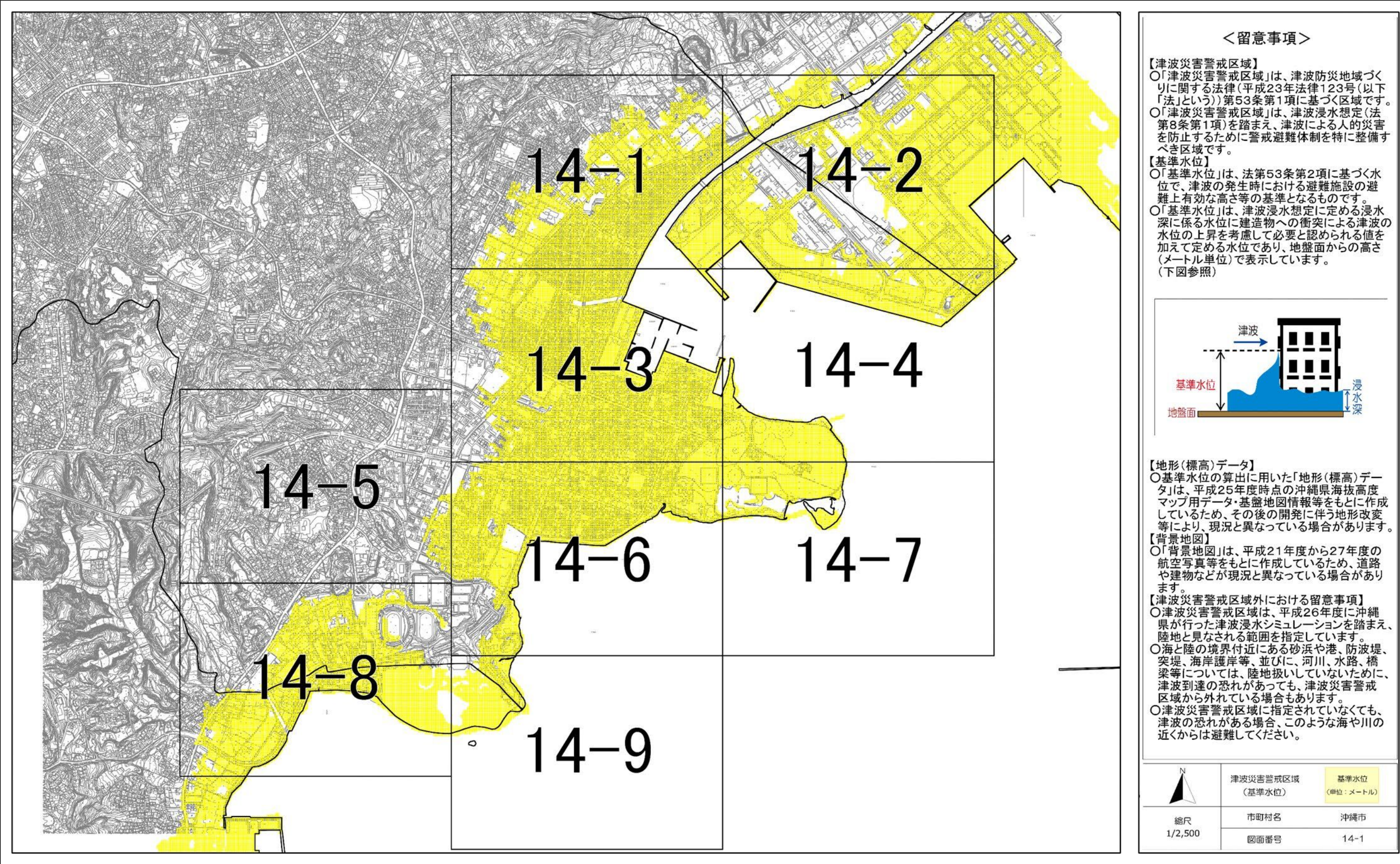


(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定＜平成 26 年度＞



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26情模 第711号)

津波災害警戒区域（平成 2 9 年度）※詳細については、津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書参照



第5節 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

沖縄市及び当該地域を管轄する公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理する事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりである。

機関名	所掌事務
1 市	
沖縄市	(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 (4) 防災に関する施設及び設備の整備 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策 (9) 災害時における交通輸送の確保 (10) 災害廃棄物の処理 (11) 被災施設の災害復旧 (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 (13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整 (14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進 (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
2 県の機関	
沖縄県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 (4) 防災に関する施設及び設備の整備 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策 (9) 災害時における交通輸送の確保 (10) 災害廃棄物の処理にかかる調整及び事務 (11) 被災施設の災害復旧 (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 (13) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 (14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
中部土木事務所	所管にかかる施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設、港湾、急傾斜地、地すべり地帯等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
中部農林土木事務所	所管にかかる施設（道路、農地、用排水、農業用ダム、海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

機関名	所掌事務
沖縄警察署	(1) 災害警備計画に関すること。 (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 (4) 交通規制・交通管制に関すること。 (5) 遺体の見分・検視に関すること。 (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。
沖縄県立中部病院	災害時における医療及び助産の実施
中部保健所	災害時における管内保健衛生対策及び指導
3 指定地方行政機関	
九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び調整に関すること。 (2) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (6) 津波警報等の伝達に関すること。
沖縄総合事務局	
総務部	(1) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。 (2) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。
財務部	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 (3) 公共土木等被災施設の査定の立会 (4) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
農林水産部	(1) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 (2) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 (3) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 (4) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
経済産業部	(1) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 (2) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務
開発建設部	(1) 直轄国道に関する災害対策 (2) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 (3) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策 (4) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 (5) 大規模土砂災害における緊急調査
運輸部	(1) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 (3) 災害時における輸送関係機関との連絡調整
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
沖縄森林管理署	(1) 国有林野の保安林、治山事業等の防災管理及び整備 (2) 災害応急用材の需給対策 (3) 国有林における災害復旧 (4) 林野火災防止対策

機関名	所掌事務
沖縄防衛局	(1) 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 (2) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (3) 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整 (4) 日米地位協定等に基づく損害賠償 (5) 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
那覇産業保安監督事務所	(1) 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策 (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電力施設等の保安の確保
那覇空港事務所	(1) 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助 (2) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請 (3) 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）	(1) 警報等の伝達に関すること。 (2) 情報の収集に関すること。 (3) 海難救助等に関すること。 (4) 緊急輸送に関すること。 (5) 物資の無償貸与又は譲与に関すること。 (6) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (7) 流出油等の防除に関すること。 (8) 海上交通安全の確保に関すること。 (9) 警戒区域の設定に関すること。 (10) 治安の維持に関すること。 (11) 危険物の保安措置に関すること。
沖縄气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
沖縄総合通信事務所	(1) 非常の場合の電気通信の監理 (2) 災害時における非常通信の確保 (3) 災害対策用移動通信機器の貸出 (4) 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
沖縄労働局	(1) 災害時における労働災害防止対策 (2) 災害に関連した失業者の雇用対策
九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。
国土地理院沖縄支所	(1) 地殻変動の監視に関すること (2) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

機関名	所掌事務
4 自衛隊	
自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖縄基地隊）	(1) 災害派遣の準備 (2) 災害派遣の実施
5 指定公共機関	
NTT 西日本(株)沖縄支店、NTT コミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)	電信電話施設の保全と重要通信の確保
(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)	移動通信施設の保全と重要通信の確保
日本銀行（那覇支店）	銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。
日本赤十字社沖縄県支部、沖縄市赤十字奉仕団	(1) 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。 (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集及び配分の協力に関すること。 (4) 災害時における血液製剤の供給に関すること。
日本放送協会（沖縄放送局）	気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
沖縄電力(株)うるま支店	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保
西日本高速道路(株) （沖縄高速道路事務所）	(1) 同社管理道路の防災管理 (2) 被災道路の復旧
日本郵便(株)沖縄郵便局	(1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱 (3) 災害時における窓口業務の確保
6 指定地方公共機関	
（一社）沖縄県医師会 （中部地区医師会）	災害時における医療、助産の実施
（公社）沖縄県看護協会	災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力
（一社）沖縄県バス協会	(1) 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 (2) 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運(株)	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
（一社）沖縄県高圧ガス保安協会	高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
（一社）沖縄県女性連合会 （沖縄市女性連合会）	災害時における女性の福祉の増進
沖縄セルラー電話(株)	電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
（一社）沖縄県薬剤師会 （中部地区薬剤師会）	災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
（社福）沖縄県社会福祉協議会	(1) 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。 (3) 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
（一財）沖縄観光コンベンションビューロー	(1) 観光危機への対応に関すること。 (2) 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
（公社）沖縄県トラック協会（中部支部）	災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。

機関名	所掌事務
沖縄テレビ放送(株)、琉球放送(株)、琉球朝日放送(株)	気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(株)ラジオ沖縄、(株)エフエム沖縄	気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(一社)沖縄県歯科医師会	災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
(社福) 沖縄市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。 (3) 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 (一社) 沖縄市国際交流協会	外国人に関する情報提供等の協力に関すること。
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
(公社) 沖縄県獣医師会	災害時の動物の医療保護活動に関すること。
(一社) 沖縄県建設業協会 (中部支部)	(1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。 (2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。
金融機関	被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
沖縄県土地改良事業団体連合会	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
沖縄県農業協同組合(市内JA)、沖縄県漁業組合連合会(沖縄市漁業協同組合)、沖縄県森林組合連合会	(1) 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。 (2) 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (3) 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。 (4) 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。 (5) 被災農林漁業者の再建支援に関すること。
沖縄商工会議所	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
(一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会(中部支部)	災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
(公財) 沖縄県交通安全協会連合会 (沖縄地区交通安全協会)	(1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 (2) 被災地及び避難場所の警戒に関すること。 (3) 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動に関すること。
沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合	石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。
(一社) 沖縄県産業資源循環協会	災害廃棄物処理についての協力に関すること。
(公社) 沖縄県環境整備協会	災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。
上下水道指定工事店(上水道：沖縄市管工事協同組合)	災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。
危険物等取扱事業者	(1) 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。 (2) 災害時における石油等の供給に関すること。
学校法人	(1) 児童及び生徒等の安全の確保に関すること。 (2) 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること。

機関名	所掌事務
社会福祉施設管理者	入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
病院等の管理者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 (2) 被災傷病者の救護に関すること。
沖縄市自治会長協議会	災害時における地域住民の状況把握と「災害対策本部」への協力
自主防災組織等	(1) 備蓄の推進、防災訓練の実施または参加に関すること。 (2) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護その他市が行う災害応急対策についての協力に関すること。
報道機関	災害情報及び災害対策に関する正確な情報発信に関すること。
沖縄市民生委員児童委員協議会	要配慮者への支援

第6節 市民等の責務

沖縄市民及び自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の指定避難所等の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と市防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、2つのレベルの地震・津波を想定する。

1つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、基本編 第1章「第4節の3 (1) 切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。

もう1つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられ、基本編 第1章「第4節の3 (2) 最大クラスの津波、(3) 最大クラスの津波(津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定)」に示す地震・津波である。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害のほか、トンネル等での大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、

地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 市防災計画の考え方

市は、災害及び被害想定の結果に基づき市防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

市は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、市の経済力や信用力を強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。そのために平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

(キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。

このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(ク) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1：要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2：避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市庁舎等の行政機能及び市本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生のある可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

(5) 全庁的な災害対応体制の構築

大規模災害が発生した場合は、市職員が被災し、各部署において十分な災害対応の体制が構築できない可能性がある。大規模災害に対しては、本市の全職員が自分事として捉え、部署を超えた全庁的な災害対応体制を構築していく必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施にあたっては、市が果たすべき役割を的確に実施していくとともに、関係機関と相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、市を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、市、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとる。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、以下の通りである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- イ 市は平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策を推進する。
- ウ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 市民の防災活動を促進するための防災教育等による防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化及びボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による市民の防災活動環境の整備等
- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び防災訓練や研修の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮する。

(1) 基本理念

ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動

イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する必要がある。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動

エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な指定避難所等への収容、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動

オ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応

カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給

キ 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握のために必要な活動や福祉的な支援、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施

コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧

ウ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり

エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な災害廃棄物処理

オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保による自立的生活再建の支援

カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4 その他

市、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3節 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は、人口増加による都市化が進むとともに、東部地域に、中城港湾開発に伴う企業関連会社、泡瀬漁港、沖縄県総合運動公園等を有し、今後さらに人口及び観光客等の増加が予想される。こうした津波に対する防災上不利な地理的条件があるなど、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた市防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、市民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、市民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 本土からの遠隔性による条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、本土から本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 県内他市町村との連携強化
- (2) 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資の確保
- (3) 災害時の緊急輸送拠点の確保

2 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本市の人口の約 36%が低地部である東部地区に居住しており、津波の想定結果によると地震発生から 30 分以内に津波が到達する地区もある。

少なくとも海拔 5 m 以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を市内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- ア 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- イ 津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- ウ 津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
- エ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

3 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市街地、海岸等にいる観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、県内（市内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、県、市、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔5 m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、宿泊施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 市防災計画の見直しと推進

市防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、県、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 市防災計画の効果的推進

- (1) 本計画を、本市の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して市内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。本計画を見直すにあたっては本市の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するにあたっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。
- (4) 市、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。
 - ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証
 - イ アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- (5) 本市においては、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (6) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (7) 本市は、果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- (8) 本計画は、本市の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。沖縄市防災会議は、本計画の上位・関連計画である防災業務計画及び県防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。
- (9) 本計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、本計画等に反映させていく。
- (10) 効果的・効率的な防災対策を行うため、災害対応業務のデジタル化及び先進技術の導入に努める。

2 市防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

本市は、県及び指定地方公共機関が作成する防災計画間の必要な調整、県から市に対する助言等を通じて、本計画、県防災計画、防災業務計画、水防計画及びその他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行う。また、その他の市の計画（総合計画、マ

スタープラン等)についても、防災の観点から必要なチェックを行う。

(2) 防災関係法令との整合

本計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

第5節 市防災計画の周知徹底

本計画は、沖縄市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に、周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、市民に周知徹底するように努める。

基本法第42条（市町村地域防災計画）

- 第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
 - 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
 - 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

部署・関係機関	各関係部
---------	------

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

部署・関係機関	各関係部
---------	------

本市において、地震、風水害等の自然災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は大別して「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくりの訓練・教育等」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」の4つ、そのほかの個別事項として「道路事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分できる。

1 災害に強いまちづくり（各関係課）

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするため市が実施する対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地震被害の未然防止計画
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 津波に強いまちの形成
- (4) 建築物の対策
- (5) 危険物施設等の対策

2 災害に強い人づくり（各関係課）

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするため市が実施する対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進
- (6) 地区防災計画の普及等

3 災害応急対策活動の準備（各関係課）

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整

備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するため市が実施する対策である。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

4 避難体制等の整備（各関係課）

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うため市が実施する対策に特化し、都市構造、ひとづくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

部署・関係機関	各関係部
---------	------

1 減災目標（各関係課）

本市は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用（各関係課）

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める次の事業のうち、市が実施する事業について地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るよう努める。

ア 避難地（避難場所）

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動用道路

オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等

カ 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、特別支援学校、その他公的建造物等の改築・補強

キ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設

ク 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの

ケ 地域防災拠点施設

- コ 防災行政無線施設、設備
- サ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- シ 非常用食品、救助用資機材等備蓄倉庫
- ス 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- セ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ソ その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。また、県及び市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進（各関係課）

(1) 防災研究の目的・内容

国や大学等の調査研究成果や本市の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第2節 災害に強いまちづくり

部署・関係機関	総務部、企画部、経済文化部、建設部、上下水道局上下水道部、消防本部 各関係部、関係機関
---------	--

市、国及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第1款 防災対策に係る土地利用の推進

部署・関係機関	建設部、各関係部 沖縄市民生委員児童委員協議会
---------	----------------------------

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（都市整備室、区画整理課、各関係課）

災害を念頭にした土地利用の推進に関する事業としては、土地区画整理事業や市街地再開発事業がある。災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

項 目	内 容
防災上危険な市街地の解消	土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。 また、自治会会員および民生委員によって構成されるまちづくり組織においては、災害に強い地域づくりを目指し、一般市民への教育・啓蒙を推進する。
新規開発に伴う指導	新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（都市整備室、区画整理課、各関係課）

項 目	内 容
市街地開発事業	市は、市街地開発事業を行う場合は、当該事業により防災性を考慮し建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。
新規開発に伴う指導	低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害に配慮した対策を促進する。

第2款 都市基盤施設の整備

部署・関係機関	総務部、経済文化部、建設部、上下水道局上下水道部、消防本部、各関係部
---------	------------------------------------

防災対策に係る土地利用の推進及び都市基盤施設の整備によって、災害の拡大を抑制し、被害の軽減を目指す防災まちづくりの推進を図るため、これまで各関係部課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境の整備を行うための事業を、総合的に調整し実施する。その際、PPP／PFI事業による都市施設の整備等、官民連携による事業の活用も検討する。

1 都市基盤施設の防災対策に係る整備（都市整備室、公園みどり課、道路課、各関係課）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定める。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

項 目	内 容
防災上重要な道路の整備	ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備する。 また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、沖縄市無電柱化推進計画に基づき、関係機関等と連携して無電柱化を推進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。 イ 道路施設の整備 道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。 (ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。 (イ) 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。 (ウ) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 (エ) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の独立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。 ウ 狭あい道路整備 避難路等の安全性を確保する必要性の高い個所の拡幅整備支援について調査研究を進める。 エ 緊急輸送道路ネットワークの形成 道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。 オ 広域的な防災拠点機能の確保 道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。 カ 道路啓開用資機材の整備 放置車両、がれき及び倒壊電柱等を排除して、災害時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。 キ 応急復旧体制の確保 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。 また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して、定期的な実動訓練に取り組む。
避難地・避難路の確保、誘導標識等設置	広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じオープンスペースを有している公共施設等を利用した避難地及び避難路を確保するとともに誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

項 目	内 容
防 災 拠 点 機 能 の 確 保	広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。
港 湾 ・ 漁 港 の 整 備 促 進	港湾・漁港が地震、津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないよう、耐震強化岸壁、緑地、背後地道路等の整備及び震災後の物資輸送拠点としての機能確保のため、港湾管理者及び漁港管理者に要請等を行い、港湾施設等の強化を促進する。また、港湾管理者及び漁港管理者が関係機関と連携して検討する発災時の港湾・漁業機能の維持・継続のための対策を支援する。 中城湾港港湾管理者は、中城湾港港湾計画書等に基づき、被害を最小限に抑制し、港湾の重要機能の維持、あるいは早期回復を図るため、ハードとソフトを組み合わせた対策を講じる。そのため、県防災計画を踏まえ、耐震強化岸壁等のハード面の整備を推進するとともに、港湾BCPに基づき行政と民間が一体となって被災時の対応力の向上を図るなど、ソフト面での取組に努める。

2 火災に強いまちの形成（消防総務課、予防課、警防課、都市整備室、建築指導課、下水道課、各関係課）

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

火災の防止を念頭に置いた事業として、予想される大規模地震の発生に際して、特に、延焼火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

項 目	内 容
建 築 物 の 不 燃 化 の 促 進	商業地域及び近隣商業地域については、防火地域または準防火地域の指定により建築物の不燃化を促進する。
消 防 活 動 困 難 区 域 の 解 消	消防自動車の出入りができる幅員6 m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。
延 焼 遮 断 帯 等 の 形 成	広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。
地震に強い消防水利の確保	消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利を整備する。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

項 目	内 容
市 営 住 宅 等 の 不 燃 化 推 進	市営住宅、その他の公営住宅については、地域性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。
消 防 施 設 等 の 整 備 促 進	防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。 あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

項 目	内 容
	また、市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）及び消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき整備拡充することとし、消防施設強化促進法（昭和 28 年法律第 87 号）、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づき、国庫補助、自己財源または起債等を有効に活用し、整備促進を図る。 なお、国庫等による補助対象施設以外の施設については、予算の範囲内で県費補助を申請し、逐次整備する。
水防、救助施設等の整備計画 促 進	ア 水防施設等（下水道課） 水防法の規定により、市は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備する。 イ 流出危険物防除資機材（予防課、警防課） 市、船舶関係者等は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備を図る。 (ア) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等 (イ) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤及び吸引ポンプ、回収した油の一時貯蔵と運搬用のバージ（平底荷船、はしけ）等 (ウ) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等 (エ) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等

3 林野火災予防計画（予防課、農林水産課、警防課）

林野火災を予防、警戒及び鎮圧して火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を進める。

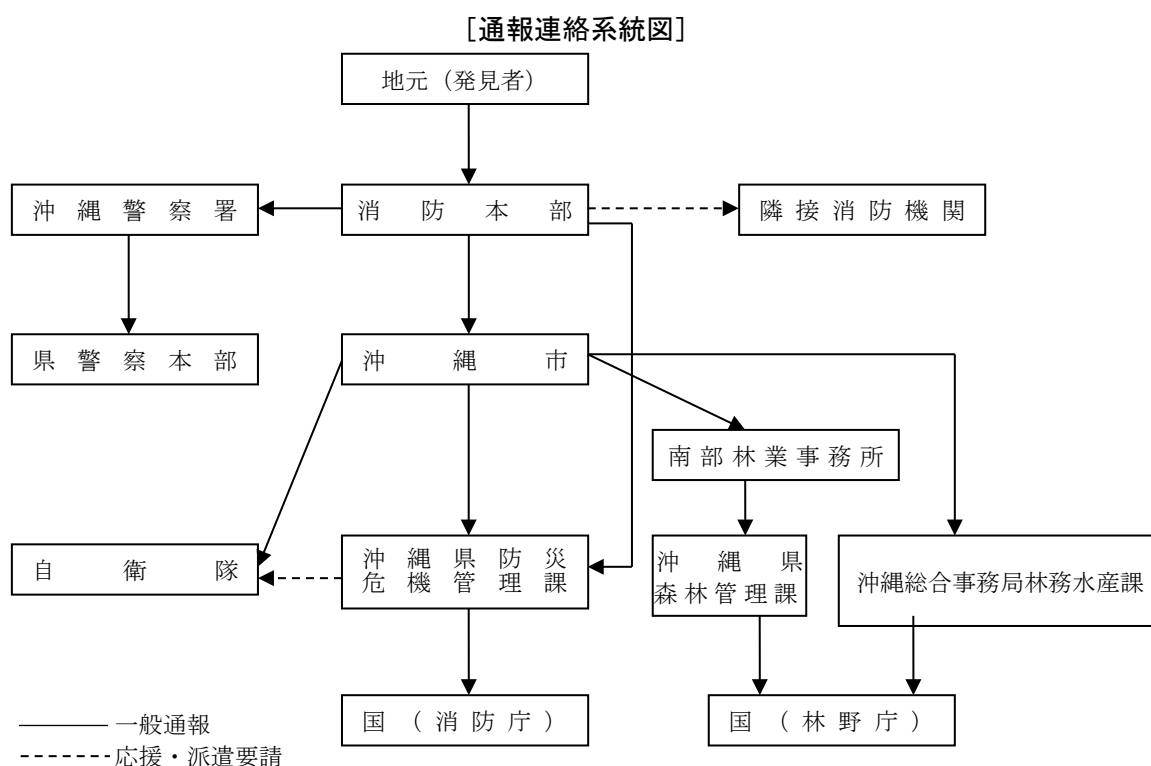
(1) 林野火災対策の推進（予防課、防災課）

ア 林野火災対策推進協議会との連絡調整

市及び消防本部は、県及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他の関係機関で構成される林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

イ 通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡系統は次による。なお、通報連絡は、できる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行う。



ウ 現地対策本部

市及び消防本部は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互の指揮系統及び情報連絡体制を確立するとともに、市の災害現地において、必要と認める場合は現地対策本部を設置する。

(2) 出火防止対策（予防課、農林水産課）

市及び消防本部は、以下の出火防止対策を進める。

ア 標識

火災防止の標柱、標板等の設置に努める。

イ 火入れの指導

農作業における焼払い等に起因する火災に対し、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥等に

における火気の取扱いについての指導を強化する。

ウ 森林法等に基づく規制措置

森林またはこれに接している土地における火入れについて、森林法等に基づく規制措置の適正な実施を図るための指導を強化する。

エ 火入れ中止等の指導

火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

(3) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練（警防課）

ア ヘリコプター補給基地の整備

市及び消防本部は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等のための補給基地の整備を推進する。

イ 空中消火資機材の操法訓練への参加

市及び消防本部は、関係機関共同で実施する林野火災用空中消火資機材の操法訓練等に参加する。

(4) 消防施設等の整備

※第2節 第2款 2 (2) 「消防施設等の整備促進」参照

4 津波に強いまちの形成（都市整備室、下水道課、道路課、企業誘致課、農林水産課、防災課、各関係課）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び整備等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
- (2) 最大クラスの津波による津波浸水想定、津波災害警戒区域を公表するとともに、警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
- (4) 県や市の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁及び市の関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川護岸の整備、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保等を促進する。
- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような地域の特性に応じた避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難関連施設の確保及び建築物や公共施設の耐浪化などにより、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に整備されるよう図り、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (11) 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (12) 県及び市は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (13) 市は津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第3款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

部署・関係機関	総務部、経済文化部、建設部、上下水道局上下水道部 国、県
---------	---------------------------------

1 地盤災害防止（各関係課）

(1) 危険性

「平成25年度沖縄県地震被害想定調査」により、地盤災害の発生については、東部地区の全域及び北部、中部、西部地区の一部で液状化のおそれがある。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、「市街地液状化対策推進ガイドンス（国土交通省都市局都市安全課）」に基づ

き実施し、概ね以下のとおりである。

ア 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の技術対応方法の周知・広報に努める。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報等について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、関係法令の遵守、徹底を図る。

オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進める。

カ 宅地液状化防止事業により、地震時に液状化現象が発生するおそれのある地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

2 土砂災害予防計画（都市整備室、道路課、建築指導課、防災課）

(1) 土砂災害の項目

ア 地すべり防止区域

地すべり等防止法第3条により指定された区域で、地すべりのおそれが極めて大きい区域をいう。本市では、2箇所が指定を受けている。

●資料編 資料 4-12 地すべりによる危険が予想される箇所

資料 4-13 地すべり防止区域指定一覧表

イ 急傾斜地崩壊危険区域（市内9区域が指定）

「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第3条により指定された区域で極めて危険が大きい区域として指定。

●資料編 資料 4-10 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）

資料 4-11 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

ウ 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、土砂災害防止法に基づいて指定された土地の区域をいう。また、その警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）という。

急傾斜地の①崩壊傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域、②急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域、③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域。

●土砂災害防止法第7条、第9条

(2) 地すべり防止事業（都市整備室、道路課）

現在及び過去において地すべりのあった箇所または将来地すべりの発生が予想される地区については、県と協力して適切な地すべり対策工事の促進に努める。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業（都市整備室、道路課）

現在、市においては、42箇所の土砂災害警戒区域（急傾斜地）、36箇所の土砂災害特別警戒区域

(急傾斜地)があり、危険度の高い順に県と協力して災害未然防止のための対策工事の促進に努める。

(4) 地すべり、がけ崩れ災害防止対策（都市整備室、道路課）

地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握するとともに大雨注意報・警報等の発表時または台風時には巡回して監視する。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定及びそれに伴う措置（都市整備室、道路課、建築指導課、防災課）

ア 土砂災害警戒区域

市は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するにあたり、県に対して必要な情報提供を行う。

本市では、47箇所が土砂災害警戒区域として指定されている。（令和5年4月1日現在）

イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。本市では、36箇所が土砂災害特別警戒区域として指定されている。（令和5年4月1日現在）

指定区域における次の措置にあたり、県の求めに応じ、市は必要な情報提供を行う。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

ウ 土砂災害警戒区域等における対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

市は、必要と認める地区住民に対し、高齢者等避難、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な指定避難所等を明示する。

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市防災計画に定め、住民等に周知するよう努める。

また、地すべり防止区域、地すべり危険箇所内の要配慮者利用施設についても、土砂災害警戒区域と同様に把握に努めるとともに、伝達体制等を整備する。

●資料編 資料4-15 要配慮者利用施設一覧

●土砂災害防止法第8条

(イ) 土砂災害ハザードマップ等の作成、配布

市は、土砂災害ハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施することにより、住民等へ災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。なお、土砂災害ハザードマ

ップには、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、指定避難所等・避難経路、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

(ウ) 住民等への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、市防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ、市メール、市ホームページ、SNS等により、関係住民等に対し確実に伝達する。

3 治水計画（下水道課）

本市の河川は大きく3つの流域に大別でき、二級指定河川である東シナ海に流れる比謝川水系の比謝川及び与那原川と、金武湾に流れる天願川水系の川崎川、そして渡口川など中城湾に注ぐ流域となっている。

比謝川は、近年、狭窄箇所においての浸水被害が多発している。県土そのものが狭い上に、平地部では駐留米軍用地が占有していることから、地形条件の悪い丘陵地や急傾斜地の近傍まで住宅や要配慮者利用施設等の各種施設の立地が進行しており、土砂災害の発生するおそれも年々増加している。

また、自然災害が毎年のように発生する傾向にあることから、自主避難や避難指示発令等に役立つ情報の提供など人命を保護するためのソフト施策を推進する必要がある。洪水ハザードマップの周知を図り、地域住民に洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、指定避難所等の情報提供を行うとともに、土砂災害のおそれのある地域については「土砂災害警戒区域等」の指定促進と危険箇所の周知を図る必要がある。

市内の主な河川

河川の種類	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積
二級河川	比謝川	比謝川	左岸 沖縄市字胡屋5丁目355番3から海に至る	15,932m	49.66k m ²
			右岸 //		
	比謝川	与那原川	左岸 うるま市石川山城1563-45番地先から比謝川合流点まで	6,450m	8.79k m ²
			右岸 沖縄市字倉敷304-6番地先から比謝川合流点まで		
	天願川	川崎川	左岸 沖縄市字池原2879番地先から天願川合流点まで	3,800m	12.26k m ²
			右岸 沖縄市登川1558番地先から天願川合流点まで		

●資料編 資料4-1 二級指定河川

(1) 危険区域

市内の主な河川における氾濫等の危険が予想される区域は、以下の通りである。

重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険
		流路延長	区 域	流路延長	区 域	
比謝川	比謝川	15.9	沖縄市胡屋～河口	7.3	沖縄市胡屋～沖縄市白川東尻原	溢水
〃	与那原川	3.0	沖縄市倉敷～比謝川合流点	3.0	左同	〃
天願川	川崎川	3.7	沖縄市池原～天願川合流点	3.7	左同	〃

●資料編 資料4-2 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

(2) 河川災害防止事業（下水道課）

ア 現況

二級指定河川の比謝川の河川改修は、河川災害の発生の防止又は軽減のために、浸水被害が発生している川幅の狭い箇所について、県において拡幅事業を進めている。

(3) 河川改修等の推進（下水道課）

市は、県への河川改修の要望や建築物の新築、改築等に際し、地盤面のかさ上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討するとともに道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないように対処する。

また、調整池整備による流出抑制のほか、公園や学校、市役所、体育館等の公共・公益施設用地において、必要に応じて貯留施設や浸透性舗装等の浸透施設の設置検討を進めていく。また、民間による雨水貯留施設設置促進のため、市では「雨水貯留浸透施設設置補助交付金」制度を創設し、住民の理解と協力を得ながら各戸や商業施設における貯留施設や雨水枡等の浸透施設の設置を推進する。

(4) 水防法に基づく洪水対策（下水道課、防災課）

市は、地域における水害に対する防止力の向上や円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水防法に基づき避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

ア 市の役割

(ア) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊娠婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は市防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。

●資料編 資料4-15 要配慮者利用施設一覧

(イ) 市は、市防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

(ウ) 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

イ 主な対策

(ア) 浸水ハザードマップ等の作成・周知

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ハザードマップを用いて、住民一人ひとりが自らの様々な洪水リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、どういうタイミングで避難することが良いのかを日常的に考えるマイ・タイムライン（防災行動計画）作成の取り組みを推進する。

(イ) 避難体制の整備

市は、高齢者等避難、避難指示等の伝達において、市及び消防本部・消防団の広報車、市防災行政無線、防災メール、電話、インターネット等多様な情報伝達手段を活用するとともに、報道機関による情報提供をし、当該区域住民の安全確保を図る。

また、区域内の高齢者等、要配慮者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

ウ 施設管理者等の役割

(ア) 地下街等の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

(ウ) 大規模工場等の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

エ 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会

県は、水防法に基づき想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資するハード対策及びソフト対策の取り組みを、関係する機関が連携し、総合的かつ一体的に推進することを目的として協議会を設立した。それに伴い、県及び市町村等は、減災のための5年間（第1期：令和3年度まで）で達成すべき目標として、大規模水害に対し「迅速で確実な避難」と「災害に強く、防災意識の高い地域づくり」を目指し、減災対策について取り組んできた。

令和4年度以降（第2期：令和8年度まで）においては、取組を実施していくなかで見えてきた課題及び第1期の取組進捗を踏まえ、引き続き目標達成に向け、河川管理者が実施する河

道整備等のハード対策に加え、ソフト対策として、以下のことを推進する。

- (ア) 住民が自ら避難行動を起こすための水防意識醸成のための取組
- (イ) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確で分かりやすい情報提供に関する取組
- (ウ) 大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組

4 農地等災害の予防及び防災営農の確立（農林水産課）

農業災害予防のため、農地及び農業用施設の保全及び防災営農の推進は、次によるものとする。

(1) 農地防災事業の促進

地震・津波に伴う農地防災を計画的に促進し、関係機関と協力して被害拡大の防止に努める。

ア 農地保全整備事業

市は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ ため池等整備事業

(ア) 土砂崩壊防止工事

市は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

(イ) 老朽ため池等整備工事

県及び市は、かんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

ウ 地すべり対策事業

市は、地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去または軽減し、農地及び農業用施設等の災害を未然に防止する事業を推進する。

●資料編 資料 4-12 地すべりによる危険が予想される箇所

資料 4-13 地すべり防止区域指定一覧表

(2) 防災営農の確立

ア 指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県及び市は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

また、市は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図るとともに各種の防災実証展示施設の充実により、農業に関する防災対策の普及・啓発を図る。

イ 営農方式の確立

市は、県の指導のもと、農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による、防災営農の確立を促進する。

5 海岸保全施設対策（国、県、都市整備室）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する「海岸保全基本方針（国土交通省）」及び

同法第2条の三に規定する「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画（沖縄県）」に基づく対策を推進する。
基本方針の概要は以下のとおりである。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

6 高潮等対策（下水道課、防災課、通信指令課、消防署）

本市における海岸は、海邦町より与儀にいたる約8kmに及び、その中に泡瀬漁港や県の総合運動公園施設がある。また中城港湾の開発により、海岸地域における人口の増加もあり、高潮被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図る。

(1) 高潮浸水予測図

県は、平成18年度及び平成19年度において、本島に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、沖縄県高潮被害想定調査を行った。

調査の結果、本市東部地域は、高潮による浸水が予測されている。

●資料編 資料5-1 沖縄市高潮浸水予測図

(2) 予防対策

ア 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、市防災行政無線を活用するとともに、水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

イ 市民に対し高波、高潮による浸水予測の周知に努める。

(3) 整備計画の推進

ア 海岸保全区域の指定を促進する。

イ 消波構造等により既存保全施設の機能の強化を図る。

ウ 防護を必要とする区域の保全施設の新設及び改築を促進する。

(4) 警戒避難体制の整備

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）及び津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

7 緑地の整備・保全（公園みどり課）

市は土砂災害の危険性が高い斜面地等については、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第4款 建築物・構造物等の対策

部署・関係機関	建設部、消防本部、教育委員会教育部、各関係部
---------	------------------------

1 建築物・構造物等の建設等の促進（建築指導課、住まい建築課、各関係課）

市は地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った建築物・構造物の建設等を促進し、被害の減少を図る。

(1) 建築物・構造物等の耐震設計の基本的な考え方

建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

ア 建築物・構造物等の耐震設計にあたっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進（建築指導課、各関係課）

市は、既存建築物の耐震性の向上を図るため「沖縄市耐震改修促進計画」に耐震化目標を掲げ、県と連携して住宅や特定建築物の耐震診断及び改修に係る支援策等を周知し、建築物の耐震化を促進するとともに、市有建築物の耐震化の状況を把握し、計画的な耐震化を図る。

なお、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 建築物等の耐風、耐水及び耐火対策の促進（各関係課）

市は、建築物等の防風、防火及び避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進する。

公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める。

特に、災害時の指定避難所等となる公共施設については、飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

また、公共施設における浸水被害軽減のための対策として、吸水シート等の資器材の配備を検討する。

なお、今後建築される公共建築物については、設計段階で不燃堅牢な施設とする。

(4) 建築物等の適切な維持保全の周知（建築指導課）

市は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。

(5) ブロック塀対策（建築指導課）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

市は、ブロック塀の点検方法及び補強方法の普及啓発を行うとともに、劣化等による危険なブロック塀の把握に努め、危険なブロック塀の造り替えを促進する。

(6) 公共建築物等の定期点検及び定期検査（各関係課）

市は、公共建築物については、定期的に点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

(7) 危険度判定体制の整備（建築指導課）

市は、地震等により被災した建築物の倒壊や宅地の崩落による二次被害を防止し、市民等の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(8) アスベスト飛散防止対策（建築指導課）

市は、災害時における倒壊建築物からのアスベスト飛散防止を図るため、平成18年以前に建設された建築物の所有者等に対し、アスベスト飛散防止対策について周知するとともに、アスベスト含有調査及び飛散防止工事を促進する。

(9) 空家等の緊急安全措置（住まい建築課）

市内の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等については、沖縄市空家等対策推進計画に基づき対策を実施し、必要な場合は緊急安全措置を行う。

2 文化財災害の予防（郷土博物館、予防課）

市は、建造物や美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、地震、台風等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図る。

(1) 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。

(2) 市教育委員会は、市内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防本部と常時連携を密にして災害予防の確立を期す。

(3) 市教育委員会は、文化財の所有者、管理責任者または管理団体の防災思想を普及・啓発し、環境整備を図るよう勧奨する。

(4) 市教育委員会及び消防本部は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

(5) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。

(6) 市教育委員会は、災害による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を、地権者及び管理者と連携して行う。

(7) 市は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導及び文化財の耐震調査を指導する。

なお、市内の指定・登録文化財は資料編に示す。

●資料編 資料3-3 指定・登録文化財一覧

第5款 ライフライン施設等の機能の確保

部署・関係機関	総務部、企画部、消防本部、上下水道局上下水道部、教育委員会教育部 各関係部 沖縄電力（株）、各電気通信事業者、各放送機関
---------	---

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

また、各ライフライン施設は、以下のとおり対応する。

1 上水道施設災害の予防（総務課、工務課、管理課）

市は、自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における上水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保に努める。また、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの災害対策強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。また、市内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、沖縄市管工事協同組合や他市町村等との応援協定に基づく応援の要請を行う。

●資料編 資料 2-7 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等 47 機関）

資料 2-8 沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定（沖縄市管工事協同組合）

2 下水道施設災害の予防（下水道課）

市は、自然災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合、指定避難所等の生活環境を確保するため、トイレ環境の確保を行い、速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

ア 下水道施設新設・改築等に当たっては、「下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）」に基づき、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保等、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

イ 河川等からの逆流を防止するために設けられる下水道施設の樋門等で操作を伴うものについて、操作従事者の安全に配慮しつつ、操作規則を策定する。

(2) 雨水による浸水対策

下水道による浸水対策については、雨水排水路の改修などの整備を推進するとともに、地域と連携し、雨水排水路等の清掃や雨水流出抑制など、総合的な浸水対策に取り組む。

(3) 応援体制の整備

災害により被災した下水道施設等の機能の早期に復旧するため、「災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定」（平成29年3月29日）、「災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」（平成29年3月29日）に基づき、県内下水道管理者及び（公社）日本下水道管路管理業協会へ応援の速やかな要請と的確な受入れを行う体制等を整備する。

●資料編 資料2-9 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定（県、26市町村）

資料2-10 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（県、26市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

(4) トイレ環境の確保

下水道施設被害により指定避難所等や家庭内、宿泊施設等の被災者が生活する場においてトイレが使用できなくなることが想定されるため、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」を参考に、マンホールトイレ整備・運用について、関係課と調整を行いながら計画し、指定緊急避難場所や指定避難所等にマンホールトイレの整備推進に努める。

3 高圧ガス施設災害の予防（予防課）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、市は国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化とともに、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正遵守を講じ、保安管理の徹底を図る。

なお、市は、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等の推進を支援する。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者または占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

ア (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ 消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

(4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間、高圧ガス保安活動促進週間に、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

4 電力施設災害の予防（契約管財課、消防本部、上下水道局上下水道部各課、施設課、その他施設所管課、沖縄電力（株））

(1) 沖縄電力（株）における対策

沖縄電力（株）は、「電気事業法」及び「基本法」に基づく保安管理の徹底を図る。

ア 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力（株）は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ 施設対策

沖縄電力（株）は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

(ア) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(イ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」によって行う。建物の耐震設計は、建築基準法によって行う。

(ウ) 配電設備

① 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(エ) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(ア)～(エ)について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

(2) 市における対策（契約管財課、消防本部、上下水道局、施設課、その他施設所管課）

市は、電力施設に甚大なる被害が生じ、長期にわたる大規模停電への備えとして、市本部設置施設及び消防本部や上下水道局、コザ運動公園内施設等の災害時に重要な対策を実施する施設並びに指定避難所等においては、災害時に防災機能が十分に発揮できるよう、利用方法を想定した、エネルギーの多様化、非常用電源設備等の整備の検討を進める。

5 通信施設災害の予防（防災課、契約管財課、情報システム課、通信指令課、各電気通信事業者）

市、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 市における予防計画（各関係課）

対 策 別	実 施 内 容
災害用情報通信手段の確保	市は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。 ア 代替手段等の確保 ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮） イ 冗長性の確保 ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化 ウ 電源の確保 ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ・ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策 エ 確実な運用への準備 ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟

対 策 別	実 施 内 容
	・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整） オ その他の通信の充実等 ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
情 報 通 信 機 器 等 の 充 実	災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していく。 ア 県が実施する、本市及び消防本部、県出先機関等に整備されている沖縄県総合行政情報通信ネットワークが、緊急時に有効活用されるよう努める。 イ 本市の通信機器は、有線・無線による2ルート化を図る。 ウ 各地域の防災拠点となる場所に、機動力を発揮する陸上移動局を配置する。 エ 市防災行政無線は、現在172基（子局）が設置されている。今後の整備について、現行システムの追加拡充、最新設備への更新等を推進する。 オ Jアラート（全国瞬時警報システム）、災害情報共有システム（Lアラート）の活用を推進する。 Jアラート（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信するものである。
通信設備等の不足時の備え	災害発生時において、通信設備等の不足が生じる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
停電時の備え及び平常時の備え	災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図る。

(2) 市情報管理部門の業務継続計画（以下「ICT-BCP」という。）の策定（情報システム課）

市は、「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」に基づき、ICT-BCPを必要に応じて見直しを行い、災害時における本市の情報管理を図る。

(3) 各電気通信事業者における予防計画

各電気通信事業者は、地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

対 策 別	実 施 内 容
電 気 通 信 設 備 等 の 予 防 計 画	災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。 ア 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を図る。 イ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保す

対 策 別	実 施 内 容
	る。
伝 送 路 の 整 備 計 画	局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
回線の非常措置計画	災害発生時における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。 ア 回線の設置切替方法 イ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保 ウ 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保 エ 救助法適用時の指定避難所等、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保 オ 可搬型基地局装置による電話回線確保

(4) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等（通信指令課）

ア 通信手段の確保

消防本部及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

消防本部及び医療機関は災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

6 放送施設災害の予防（各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期する。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

7 通信設備・放送設備の優先利用等の事前措置（防災課、情報システム課）

(1) 優先利用の手続き

市または関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送についての使用手続きを定めておく。

(2) 放送施設の利用

市本部長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼する。

第6款 危険物施設等の対策

部署・関係機関	消防本部 国、県、沖縄警察署、中城海上保安部、(一社) 沖縄県火薬類保安協会
---------	---

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

危険物の大量貯蔵施設及び高圧ガス施設の一覧表は資料編によるものとする。

●資料編 資料 9-1 危険物製造所等の許可施設数

資料 9-2 危険物製造所等の承認届出状況

1 危険物災害予防計画（消防本部各課）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防本部等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防本部への通報先を定めておく。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車及び消防機材の整備

消防本部は、化学車及び消防機材の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を指導する。

2 毒物・劇物災害予防計画（予防課）

市、消防本部及び関係機関は、運搬する上で規則を受ける毒物劇物に関して、毒物劇物製造業者、毒物・劇物流通業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者、タンク等の貯蔵設備を有する施設を把握しておく。

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸など不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定

ウ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施

エ 安全教育及び訓練の実施

オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

市は、災害による毒物・劇物の危害を防止するため、県の実施する毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）への指導に協力する。

3 火薬類災害予防計画（予防課）

火薬類による災害発生を防止するため、国、県、市、沖縄警察署、中城海上保安部、（一社）沖縄県火薬類保安協会等と連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対する、法令の規定する基準に適合させる当該施設の維持、保安の監督指導に、必要に応じて協力する。

イ 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査の実施と保安体制の強化に協力する。

ウ がん具用煙火は火災予防上必要に応じ立入検査を実施し、安全対策を推進する。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

市は、県による火薬類消費者等への保安啓発等の活動に協力する。

(3) 路上における指導取締の実施

市は、県による火薬類運搬車両の事故を防止するための路上における指導取締りに、必要に応じ

て協力する。

(4) 火薬類による危害予防週間の実施

市は、県と協力して、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第7款 不発弾等災害予防

部署・関係機関	総務部、消防本部
---------	----------

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。この計画は、不発弾処理業務を安全かつ円滑に遂行し、もって市民の身体、生命及び財産を保護することを目的とする。

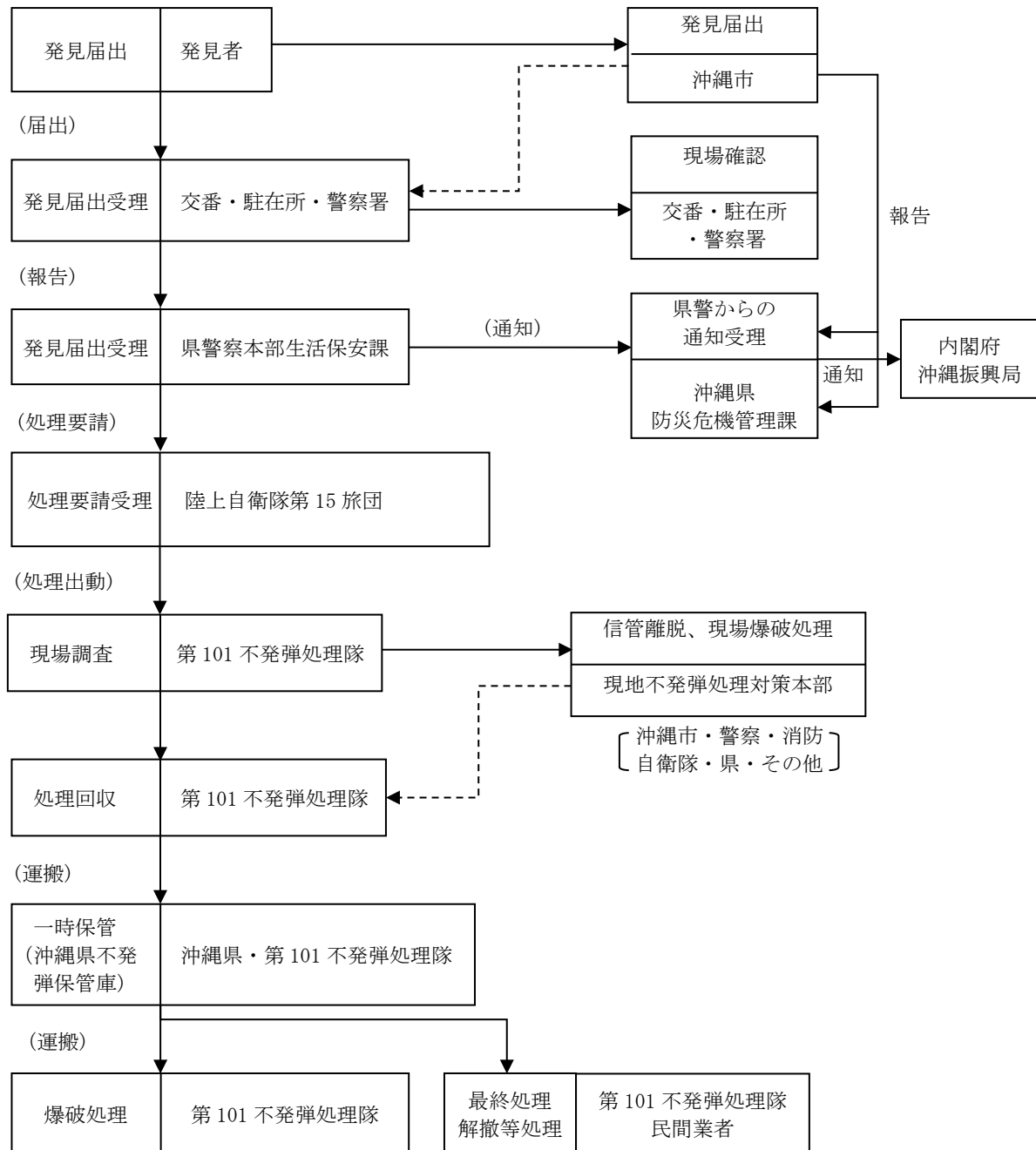
1 不発弾の処理体制（防災課、警防課）

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

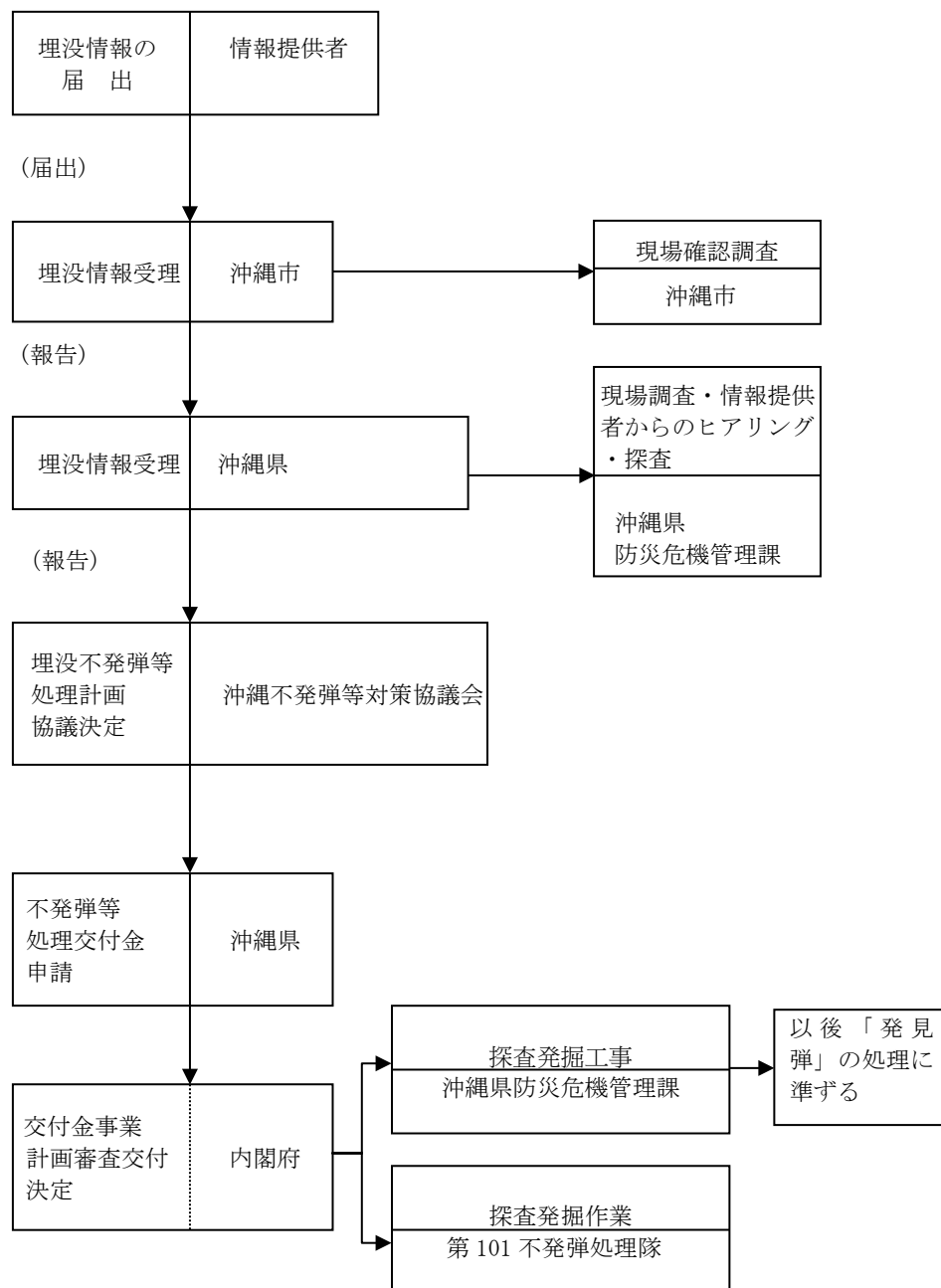
陸上で発見される不発弾の処理の流れは、次ページの図のとおり。

- ア 発見者は、最寄りの交番または沖縄警察署に通報し、沖縄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆発等の危険性が高いものは、発見現場で爆破処分するかまたは安全化（信管離脱等）後、一次保管庫へ搬入する。
- カ 上記処理作業は非常に危険を伴うため、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、任務分担覚書き等を交換し、任務分担等を明確にするものとする。
 - (イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
 - (ウ) 市長等を市本部長とする現地対策本部を設置する。具体的には、市、自衛隊及び沖縄警察署等の関係機関が協議の上、撤去（爆破）日時、避難距離等を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- キ 不発弾保管庫に、一時保管された不発弾等の最終処理は、陸上自衛隊または民間事業者により実施する。

〔不発弾処理の流れ（陸上部分：①発見弾）〕



[不発弾処理の流れ（陸上部分：②埋没弾）]



(2) 海中で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、中城海上保安部へ通報し、中城海上保安部は、第十一管区海上保安本部、発見場所の市及び港湾管理事務所へ報告・通報する。

イ 海岸線等で発見された場合、中城海上保安部は、発見場所の市及び所轄警察署と要請先を調整・確認する。（陸上自衛隊への処理要請の場合は、（１）陸上で発見される不発弾等の処理による。）

ウ 前ア・イ項の後、第十一管区海上保安本部又は中城海上保安部は、海上自衛隊沖縄基地隊へ処理（調査を含む）通報・要請を行う。

エ 海上自衛隊沖縄基地隊（沖縄水中処分隊）は現地調査を行い、当該物件が爆発性危険物であると確認された場合、関係機関と調整の上、処理計画を立てる。

オ 危険性が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場付近で爆破処理する。

カ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

（ア）市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通航船舶規制及び避難計画等について協議するための処理対策会議等を開催し、処理計画について関係機関と十分な調整を図り、周知徹底する。
なお、関係機関は、任務分担覚書き等を交換し、任務分担等を明確にする。

（イ）危険範囲を定め、そのエリアへの船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

（ウ）市長等を市本部長とする現地対策本部を設置する。

キ 小銃弾等危険性が低く、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。以後他部隊（県外）と調整し、爆破処分する。

ク 水中爆破処理における避難距離の基準

立入（航行、停泊）：半径 300m

入水（潜水、遊泳）：半径 3,000m

※現状では、海中で発見された不発弾は、移動が困難な場合及び爆破処分場所が決められていない場合、発見の都度、市が関係機関との調整により発見現場付近で水中爆破処分される。

なお、漁業、観光産業、岩礁破碎等の影響を検討・調整する必要がある、発見から処分まで時間を要する。

2 関係機関の協力体制の確立（防災課、警防課）

関係機関の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

3 不発弾に関する防災知識の普及指導（防災課、予防課）

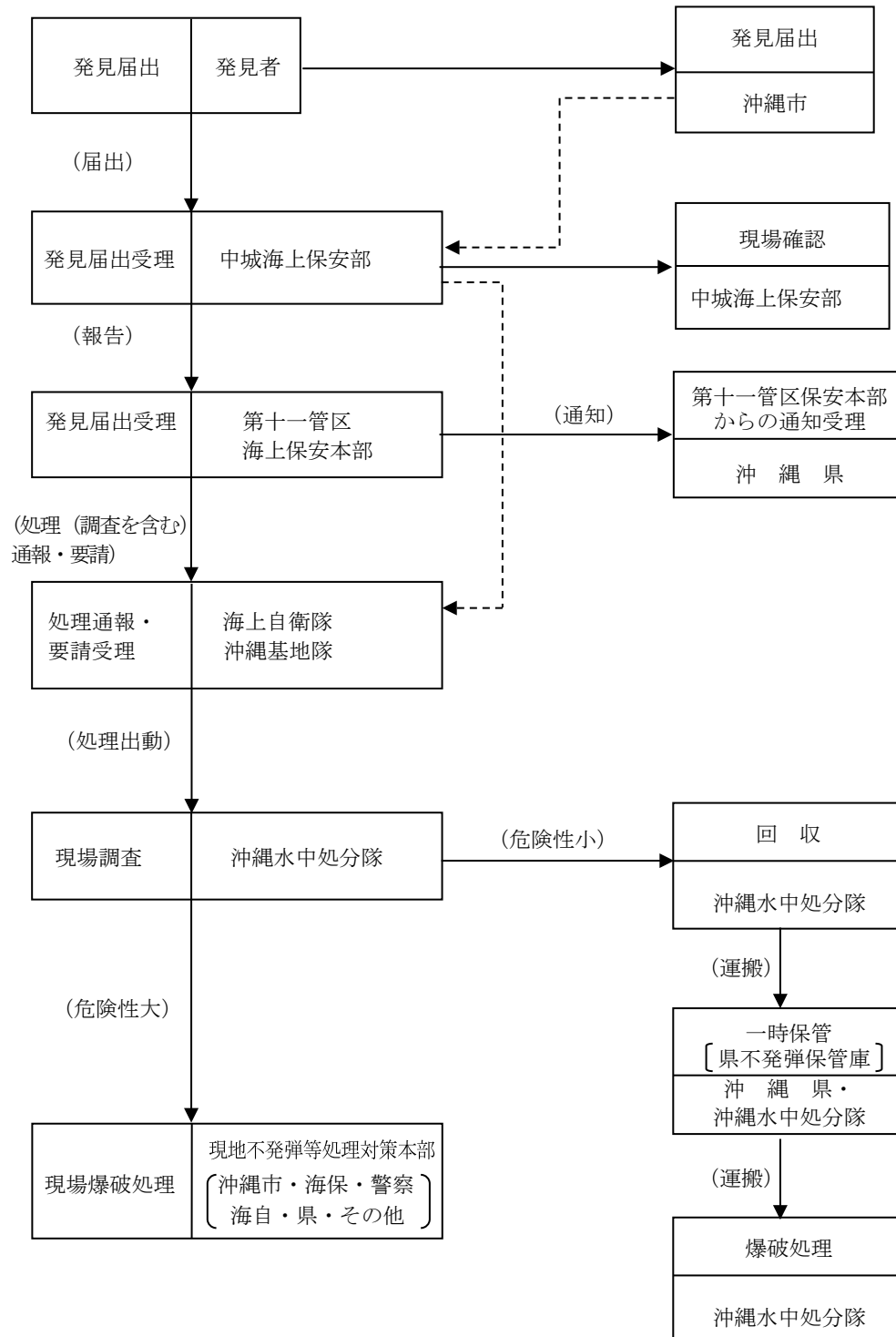
(1) 不発弾磁気探査事業者、市及び消防本部等の関係職員に対して、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

(2) 市民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

[不発弾処理等の流れ（海上部分：発見弾）]

「沿岸区域（港湾区域・海岸保全区域・漁港区域等）の場合」

<発見弾>



第8款 気象観測施設・体制の整備

部署・関係機関	総務部、企画部、消防本部
---------	--------------

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、市は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

1 市における気象観測体制の整備（防災課、各関係課）

市及び関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）、水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

また、高潮浸水予測による浸水範囲や土砂災害警戒区域等において、リアルタイムで観測可能なカメラ等の整備を図る。

市内の観測地点等は以下のとおり。

観測施設	設置場所	管理機関
(1) アメダス観測地点	胡屋	沖縄気象台
(2) 比謝川水位観測所	松本	県
(3) 震度観測地点	美里（消防本部庁舎内：震度計）	県
(4) 比謝川水位監視カメラ	安慶田小学校裏門側	市
(5) 泡瀬第三地区潮位監視カメラ	泡瀬第三公民館	市
(6) 気象観測装置	美里（消防本部庁舎内）	市

第3節 災害に強い人づくり

部署・関係機関	総務部、市民部、健康福祉部、こどものまち推進部、経済文化部、消防本部 各関係部
---------	--

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第1款 防災訓練

部署・関係機関	総務部、各関係部
---------	----------

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとし、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努める。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

市防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市及び防災関係機関が連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの違いへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（防災課、各関係課）

防災訓練の実施に際して、市は、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 指定避難所等における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練
- (8) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携した実践型の防災訓練
- (9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた避難所開設・運営訓練

3 総合防災訓練等（防災課、各関係課）

広域的な被害を想定した総合訓練を基本とし、訓練のテーマ、対象者、実施内容及び具体的目標設定等工夫をこらして、訓練の活性化を図る。

(1) 総合防災訓練

市は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行う。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

市及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) 遺体収容所運営訓練

(サ) その他

オ 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行う。

(2) 広域津波避難訓練

市は県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、住民等の津波防災意識の啓発、津波避難体制の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(3) 災害対策本部運営訓練

市は、市本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した市本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ 本部会議及び各部の実践力の向上

ウ 防災計画・マニュアルの検証

(4) 複合災害訓練

県、市及び防災関係機関は、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の市本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(5) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(6) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(7) 風水害対策訓練

市は、以下の訓練について、実動訓練及び図上訓練を行う。各訓練の内容については、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(ア) 災害対策本部運用訓練

(イ) 職員招集訓練

(ウ) 通信情報訓練

(エ) 広報訓練

- (オ) 火災防ぎょ訓練
- (カ) 緊急輸送訓練
- (キ) 不発弾処理訓練
- (ク) 避難訓練
- (ケ) 救出救護訓練
- (コ) 警備、交通規制訓練
- (サ) 炊出し、給水訓練
- (シ) 自衛隊災害派遣訓練
- (ス) 避難所開設訓練
- (セ) ボランティア設置運用訓練
- (ソ) その他

4 防災訓練の成果の点検（防災課、各関係課）

市は、防災訓練の実施後に、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、市防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、市防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（防災課、各関係課）

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 防災知識の普及・啓発

部署・関係機関	総務部、消防本部、教育委員会指導部、各関係部 沖縄气象台、沖縄市民生委員児童委員協議会、防災関係機関
---------	---

防災関係職員及び住民に対する防災知識普及のため、要配慮者のニーズや被災時の性別にかかわらず男女双方の視点へ十分配慮し、次のとおり実施する。

1 職員に対する防災教育（防災課、各関係課）

災害発生時に市は災害対策の中核を担い、その役割は多岐にわたっており、職員は所掌事務に係る分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため市は、防災対応マニュアルの作成・配布、研修等を通じ、防災教育の充実を図る。

2 防災知識の普及・啓発（防災課、各関係課、防災関係機関）

(1) 市の役割

ア 市は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見

地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 沖縄気象台の役割

沖縄気象台は、市や県、その他防災関係機関と連携し、以下の取組を行う。

ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

イ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

エ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう市や県、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及を図る。

オ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) 普及・啓発の方法等

防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか、適宜関係機関の協力を得て行う。

ア 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及「火災予防週間（春季：3/1～3/7、秋季：11/9～11/15）」、「防災週間（8/30～9/5）」、「防災とボランティア週間（毎年1/15～1/21）」「防災とボランティアの日（1/17）」等において、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を住民等に周知するなど、関係機関の協力を得て重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

(イ) 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、感震ブレーカーの普及、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主によるペットとの同行避難や指定避難所等での飼養についての準備等、家庭での予防・安全

対策

- (イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- (ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (エ) 緊急地震速報受信時の対応行動
- (オ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

イ 実施方法

- ①新聞、ラジオ、テレビによる普及
- ②広報おきなわその他刊行物の発行
- ③映画・ビデオ及びスライドの活用
- ④展示会及び講習会の開催
- ⑤地域説明会（教育委員会の実施する「出前講座」等）
- ⑥沖縄市ホームページ及びSNS等による普及
- ⑦沖縄市防災研修センター等の疑似体験装置等の活用
- ⑧防災クラブ
- ⑨防災に関する様々な動向や各種データのわかりやすい提供

ウ 市は、県、沖縄气象台と連携し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

エ 市、県及び沖縄气象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

オ 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。また、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

3 各種防災教育の実施（防災課、各関係課）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

市は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。また、住民が自らの地域の風水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や市防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

ア 保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の地震・津波防災への理解向上に努める。

イ 市は、市内の県立高等学校及び県立特別支援学校と日頃から連携し、災害時の役割に関する意見交換などを定期的に行う。

ウ 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

エ 外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

オ 青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

(3) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施する際は、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

4 消防・防火教育（予防課）

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、市において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する防火管理者講習会等とする。

ア 一般教育

一般教育は、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施する。

イ 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対

策の強化を図る。

(7) 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図る。

(イ) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期する。

(2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図る。

5 災害教訓の伝承（防災課）

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存するとともに、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置及びこれらの自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、住民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的の実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

なお、民生委員児童委員協議会においては、東日本大震災により岩手・宮城・福島の3県にて合計56名の委員が犠牲になった教訓を踏まえ、災害時の役割分担の確認等を行う。

地震災害に関する防災知識

1 家庭内の危険防止

(1) 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

(2) 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

(3) ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

(4) 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

(5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

(1) 地震が起きたときの各自の役割

誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の避難は誰が責任を持つか。

(2) 消火器具の備え付け及び使用方法

(3) 家族間の連絡方法

(4) 指定避難所等及び避難路の確認

(5) 安全な避難経路の確認

(6) 非常持出し品のチェック

(7) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

(8) 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等要配慮者の避難方法

(9) 地震情報の入手方法

(10) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(11) 飼い主によるペットとの同行避難や指定避難所等での飼養についての準備等

3 非常持出し品の準備

(1) 7日分の食品、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食品・飲料）

(2) 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

(3) 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）

(4) 携帯ラジオ

(5) 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

(6) 衣類（下着、上着、タオル等）

4 屋内、屋外及び自動車運転中に取りべき措置

(1) 身の安全の確保

ア 机や椅子に身を隠す。

イ 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない。

(2) 火災防止

ア 火の始末をする。

イ 火が出たら初期消火に努める。

(3) 狭い路地、塀ぎわ、がけ、海岸や川べりに近づかない。

(4) 避難方法

ア 徒歩で避難する。

イ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

ウ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。

(5) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

(6) 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

(7) 自動車運転者の取るべき行動

ア 道路の左側または空き地に停車し、エンジンを止める。

イ ラジオで災害情報を聞く。

ウ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

エ 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

5 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

6 電話に関する留意事項

(1) 不要不急な電話はかけない。特に消防本部等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来たすので控える。

(2) 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTT西日本が提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web.171)」(資料編)を利用する。「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web.171)」は、毎月定められた日に試行することができる。

●資料編 資料 10-12 災害用伝言ダイヤル

風水害等の防災知識

- (1) 風水害の危険性
- (2) 家庭防災会議の開催
災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。
ア 災害が起きたときまたは災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）
イ 家族間の連絡方法
ウ 指定避難所等及び避難路の確認
エ 安全な避難経路の確認
オ 非常持出し品のチェック
カ 高齢者、障がい者、要配慮者の避難方法
キ 気象情報、高齢者等避難・避難指示情報等の入手方法
- (3) 非常持出し品の準備
ア 7日分の食品、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食品・飲料）
イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
ウ 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）
エ 携帯ラジオ
オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
カ 衣類（下着、上着、タオル等）
- (4) 避難時の留意事項
ア がけや海岸、川べりに近づかない。
イ 避難方法
① 徒歩で避難する。
② 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
③ 急傾斜地域では、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
ウ 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
エ 避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- (5) 正しい情報の入手
ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
イ 市役所、消防本部、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (6) 電話に関する留意事項
ア 不要不急な電話はかけない。特に消防本部等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来たすので控える。
イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTT等が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」（資料編）を利用する。「災害用伝言ダイヤル」は、毎月試行することができる。

●資料編 資料 10-12 災害用伝言ダイヤル

第3款 自主防災組織の育成

部署・関係機関	総務部、市民部、建設部、消防本部、各関係部 自主防災組織等、関係機関
---------	---------------------------------------

災害への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えと連帯意識に基づき、地域住民が主体的に防災体制を確立し、防災活動を行うことがより有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、各地域において自主防災組織の結成を推進し、

その育成強化を行う。その際、女性の参画の促進に努める。

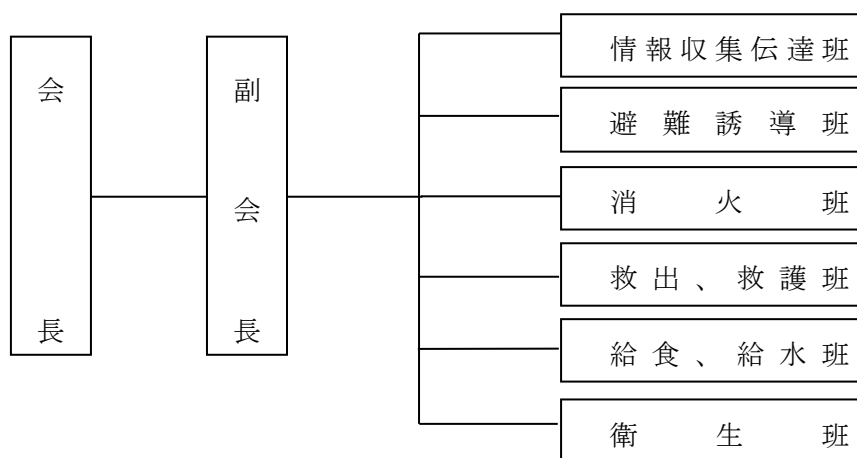
特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

1 組織図、自主防災組織の役割分担（自主防災組織等）

自主防災組織はおおむね下記のと通りの組織図となる。ただし、各地域によってはその態様に応じて組織してもよい。

〔自主防災組織図（例）〕



自主防災組織の役割分担

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情 報 収 集 伝 達 班	1 防災知識の普及に関すること 2 情報収集伝達訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 情報の収集、伝達に関すること 2 指揮、命令等の伝達 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
避 難 誘 導 班	1 地域の安全点検に関すること 2 危険箇所の把握 3 避難路、指定避難所等の設定訓練 4 必要資機材の整備点検	1 安全な避難誘導に関すること 2 指定避難所等の設定 3 責任者等による避難行動要支援者に配慮した避難誘導
消 火 班	1 地域の安全点検に関すること 2 消火訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 出火防止と初期消火に関すること
救 出 、 救 護 班	1 地域の安全点検に関すること 2 救出、救護訓練計画、実施 3 必要資機材（救出用具、医薬品等）の整備点検	1 関係機関と連携した負傷者の救出及び搬送 2 負傷者の応急手当 3 仮設救護所の設置
給 食 、 給 水 班	1 給食、給水訓練の計画、実施 2 炊出し用器具等、必要資機材の整備	1 炊出しに関すること 2 食品、飲料水、生活必需品などの配

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
	点検 3 備蓄食品等の点検・保管	分に関すること 3 ろ水機の運用に関すること
衛 生 班	1 衛生処理訓練の計画、実施 2 必要資機材の整備点検	1 仮設トイレに関すること 2 ごみ処理及び消毒に関すること

2 住民の防災意識の高揚（防災課、予防課、各関係課）

沖縄市ホームページやパンフレットでの防災知識の普及や地域での出前講座等様々な媒体や手法をとおして、住民の防災意識の高揚を図る。また、自主防災組織に対して、資機材や活動拠点の整備等、活動を支援する。

3 組織の編成単位（防災課）

住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位として編成し、その設置推進は、下記事項に留意の上、市が住民と協議をし、実施する。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり（防災課）

既存の自治会、団地自治会等の自主組織を自主防災組織として育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを進める。

- (1) 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- (4) 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱により、自主防災組織の活動を支援する。

●資料編 資料 17-1 沖縄市自主防災組織状況

資料 1-4 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱

5 活動計画の策定（自主防災組織等、防災課）

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な活動計画を策定する。

6 活動（自主防災組織等、防災課）

地震時の主な活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前		・防災知識の普及 ・防災訓練の実施 ・資機材等の整備 ・災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
発生直後	地震発生直後は、建物は大丈夫か、火災は起きているか、負傷者はいないかなどを確認し、海の近くにいる場合は高所に避難を行うなど、自身の身の安全の確保に努める。また、地震の規模など災害情報を把握する。	・自身と家族の安全確保 ・近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等) ・津波からの迅速な避難誘導
数時間後	地域で救援活動にあたる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民と共助が中心となる。	・安否や被害についての情報収集 ・初期消火活動 ・救出活動 ・負傷者の手当・搬送 ・住民の避難誘導活動 ・要配慮者の避難支援
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。 (地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる)	・指定避難所等の運営 ・自治体及び関係機関の情報伝達 ・他団体等への協力要請 ・物資配分、物資需要の把握 ・炊き出し等の給食・給水活動 ・防疫対策、し尿処理 ・避難中の自警（防犯）活動 ・災害時要支援者への配慮 ・ボランティア活動のニーズの把握

風水害時の主な活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し高齢者等避難や避難指示等に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。	※ 早期の情報伝達・事前行動が必要 ※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する ・住民への避難の呼びかけ ・土嚢積み等、被害を抑える行動 ・要配慮者の避難支援
災害発生直後	早期に避難を完了し、指定避難所等での安否確認等を実施する時期である。 また、状況に応じて、水防活動、救出・援護を実施する。	※ 被害を抑えるための行動と指定避難所等の運営 ・水防活動 ・安否や被害についての情報収集 ・救出活動 ・負傷者の手当・搬送 ・避難所運営

7 資機材の整備（防災課、各関係課）

市は、消火、救助、救護等に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行う。また、自主防災組織に配付している発電機を活用した充電ステーションの設置について、主体的な取り組みがなされるよう普及啓発を行う。

8 活動拠点の整備（市民生活課、公園みどり課、各関係課）

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。

9 組織の結成の促進と育成（防災課、各関係課）

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

市は、県の支援のもと、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や自主防災資機材の整備等に努める。

(2) 消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実に努めるとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 企業防災の促進

部署・関係機関	総務部、経済文化部、各関係部
---------	----------------

大規模な震災が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所等の防災体制の充実に努める。

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 市の支援（各関係課）

市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第5款 消防力の強化等

部署・関係機関	消防本部 沖縄市女性防火クラブ、沖縄市消防団
---------	---------------------------

1 消防力・消防体制等の拡充強化（消防本部各課）

市は、以下の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

(1) 消防教育訓練の充実強化

本節 第2款「4 消防・防災教育」を参照するものとし、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実

消防広域化の促進及び消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努め、体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

第2節 第2款 2 (2)「消防施設等の整備促進」を参照するものとし、消防水利及び大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進を図る。

(5) 救急体制の充実と救急業務の高度化

コンビニエンスストアへのAED設置や計画的な更新に取り組むとともに、応急手当講習会を開催し、バイスタンダーの育成を図るなど、市民の自主救護能力の向上に向けて取り組む。さらに、救急ステーション認定事業所の増加に向けた取り組みをすすめる。また、自治会長協議会においては、年1回市内全自治会長への応急手当講習会を開催し、自主救護能力の向上を図る。沖縄市女性防火クラブにおいても、救急講習等の受講により、災害時対応能力の向上に努める。

2 火災予防査察、防火診断（消防本部各課）

火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

また、火災の多発期を控えた春、秋の火災予防運動週間を通じ、火を取り扱う施設及び器具を重点的に防火診断する。

(1) 特定防火対象物等

消防本部等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防本部は、消防用設備等点検報告制度に基づく、防火対象物等の立入検査を実施し、違反防火対象物の是正を進める。

(2) 一般住宅

消防本部は、自治会と連携した住宅用火災警報器等の設置促進及び消防団・女性防火クラブと連携した火災予防の普及啓発活動に取り組む。

3 火災発生の未然防止（消防本部各課）

(1) 市本部長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報（風水害等編 第2章「第2節1(3) 消防法に定める火災警報等」参照）を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 市本部長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、市条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

4 消防職員の充実（消防本部各課）

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。

このため、市は県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市は適正数の確保・強化を図る。

5 消防団員の充実（消防総務課）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

また、県と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- (1) 市消防団条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
- (2) 市民等への消防団活動の広報
- (3) 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
- (4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- (5) 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

第6款 地区防災計画の普及等

部署・関係機関	総務部
---------	-----

1 地区防災計画の位置付け（防災課）

本市の一定の地区内の居住者等（自治会単位など）が、基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、沖縄市防災会議は市防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及（防災課）

市は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 災害応急対策活動の準備

部署・関係機関	総務部、企画部、各関係部
---------	--------------

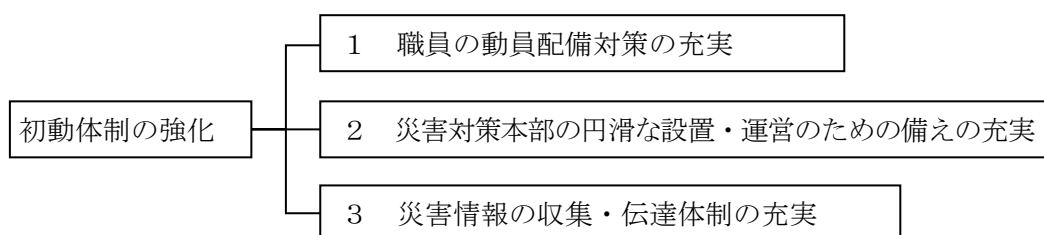
市及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編 及び第3編 風水害等 第1章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたって、県及び市は公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第1款 初動体制の強化

部署・関係機関	総務部、企画部、各関係部
---------	--------------

突然発生する災害に市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。



1 職員の動員配備対策の充実（防災課、人事課、各関係課）

職員（要員）の安全の確保に十分に配慮しつつ、できるだけ早くかつ多くの要員確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
職員の家庭における安全確保対策の徹底	・災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。
災害対策職員用携帯電話の拡充	・地震及び津波災害の場合、いち早く市本部長及び各対策部長等との連絡体制を確立し、市本部要員の確保を図る。 ・市本部長をはじめ、防災担当職員、緊急対応班員等の主要部局の職員に防災用携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を早急に整える。
多様な連絡手段の確保	・大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、多様な連絡手段の確保を検討する。
24時間体制等の整備	・防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。
庁内執務室等の安全確保の徹底	・勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（契約管財課、情報システム課、防災課、各関係課）

災害発生時に円滑に市本部を設置し、運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
庁舎の耐震性の確保	・市本部（本庁）の設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策及び庁舎内の備品、設備等の転倒・落下防止等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に市本部を設置し、運営できる体制を整備する。
市本部機能の充実・強化	・災害対策拠点となる施設及び設備について、最低 72 時間以上持続可能な非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。 ・市本部設置スペースの確保及び設備・機能の拡充を行う。 ※市町村の災害対策本部機能の強化に向けて～防災情報システム活用事例集～（平成 29 年 7 月 消防庁国民保護・防災部防災課）参照
防災対応マニュアルの作成	・震災時に速やかに市本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む防災対応マニュアルを整備する。
市本部職員用物資の確保	・市本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも 3 日分の飲料水、食品、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実（防災課、各関係課）

災害時及び災害の発生するおそれのあるときの情報の収集・伝達は、その被害の軽減に極めて重要な役割を果たす。

特に本市においては情報を把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
情報通信機器等の充実	・災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備・多重化・耐震化を一層進めていく。 ・県と協力し、市防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入等を図る。 ・防災関係機関の相互の通信を確保するための防災相互通信用無線局、及びホットライン等の整備を図る。 ・地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。
通信設備等の不足時の備え	・災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。 ・通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。
連絡体制等の確保	・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保 ・津波情報等が夜間に発表された場合の対応については、海岸地区への早期広報体制を図る。 ・災害時、米軍基地、自衛隊基地内の施設への被害の発生により、基地外への二次災害の発生に備え、市内各基地における被災状況の確認及び二次災害への対応を行うための連絡体制を明確にしておく。

※その他、地震・津波編 第2章「第3節 災害通信計画」、「第4節 災害情報等の収集・伝達計画」、「第5節 災害広報計画」に準ずる。

4 情報分析体制の充実（各関係課）

市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え（各関係課）

市は、収集した災害情報をもとに、市本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え（各関係課）

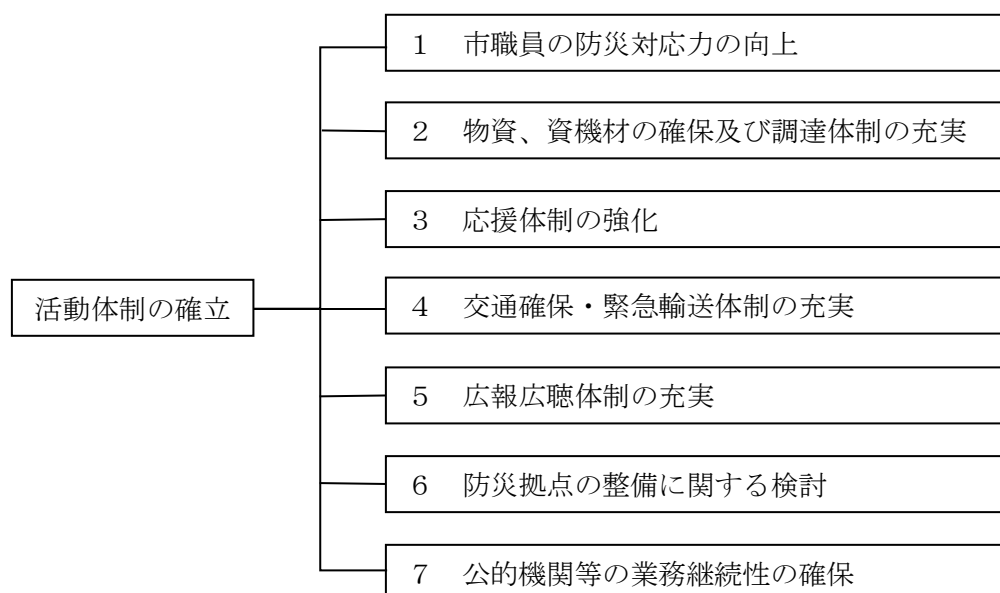
市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

部署・関係機関	各関係部
---------	------

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。



1 市職員の防災対応力の向上（各関係課）

市は、平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

実施事項	実 施 内 容
職 員 を 対 象 と し た 防 災 研 修 の 実 施	・職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。
防 災 担 当 職 員 及 び 災 害 担 当 職 員 の 養 成	・防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。 - ア 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会）等に積極的に職員を派遣する。 - イ 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。 - ウ 防災担当専門職員を養成する。 - エ 各課に防災推進員を配置し、職員の防災意識・能力の向上を図る。
民 間 等 の 人 材 確 保	・市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実（各関係課）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食品、飲料水、ブルーシート、土のう袋、被服寝具等の生活必需品の確保が必要となる。このため以下の対策を推進する。なお、県及び市等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

実施事項	実 施 内 容
救出救助用資機材の 確 保 体 制 の 充 実 (防 災 課 、 消 防 本 部、各関係課)	救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会・団地等の単位での確保を柱とした整備を推進する。 - ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助 - イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発 - ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進 - エ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進 - オ 各市立施設における救出救助用資機材の整備促進 - カ 高度な技術・資機材を有する救助隊の整備

実施事項	実 施 内 容
	●資料編 資料 12-1 消防車両・艇現有一覧 資料 12-2 特殊機械器具保有状況
消火用資機材の確保体制の充実（防災課、消防本部）	消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会・団地等の単位での確保を柱とした整備を図る。 ア 自主防災組織用の消火用資機材の補助 イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発 ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進
医薬品・衛生材料の確保体制の充実（市民健康課）	医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による想定被災者数の2日分以上を目標とし、市内における医薬品・衛生材料の確保体制の確立に努める。
食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実（防災課、市民生活課、上下水道局、各関係課）	食料・飲料水・被服寝具、携帯トイレ等の生活必需品については、家庭や地域等での確保がなされるよう家庭内備蓄や事業所内備蓄、自主防災組織による備蓄等の地域内備蓄を推進する。なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、市は、地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。調達・供給については、地震・津波編 第2章「第17節 給水計画」「第18節 食料供給計画」「第19節 生活必需品供給計画」に基づき実施する。 ●資料編 資料 1-6 沖縄市備蓄整備計画 資料 6-11 物資備蓄箇所一覧（備蓄倉庫含む） 資料 6-12 避難生活用備蓄物資一覧 ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館、自主防災組織等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発 イ 市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進 ウ 市は、管理する配水池及び飲料水用耐震性貯水槽を緊急遮断弁で水の流出を防ぎ、災害対策用として確保する。 エ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握 オ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備 カ 市及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄促進 ●資料編 資料 15-1 応急給水用機械の種別及び能力等 キ 市は、日本赤十字社と連携し、衣料品・寝具類等の必要な物資を備蓄する。
輸送手段の確保	- 市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておく。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。 - 海上輸送に関する船舶の確保については、漁船等における応援要請の方法等の事前協議を図っておく。 - 交通の途絶等により地域が独立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

3 応援体制の強化（各関係課）

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。市においては、山形県米沢市、愛知県東海市等との応援協定に基づき災害時の応援を要請するほか、県を通じて県外からの応援体制の強化を図る。

ア 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるよう、事前の準備に努める。

イ 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に係る企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように市内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。また、シェアリングエコノミー（※）の活用の可能性について検討し、応援体制の強化を図る。

※個人・組織・団体等が保有する何らかの有形・無形の資源（モノ、場所、技能、資金など）を貸し出し、利用者と共有（シェア）する新たな経済の動きのこと。防災分野においては、災害時に不足する支援物資などの確保等における活用が見込まれる。

ウ 専門ボランティアとの連携体制の充実

医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

沖縄市赤十字奉仕団や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ 自衛隊との連携の充実

県及び市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を事前に明確化する。また、陸上自衛隊および海上自衛隊、その他関係機関においては、市主催の防災訓練に参加し、平時より連携の強化を図る。

カ 在日米軍との協力体制の充実

県及び市は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。

- ・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
- ・消防相互援助協約（消防本部）
- ・嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書（消防本部）

キ 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、市のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。市は、平常時から各機関と十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づいた応援体制を整える。

ク 応援・受援の備え

県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順、
- ・ 市本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・ 地域内輸送拠点の確保
- ・ 応援職員の宿泊場所として活用可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの施設

※この計画については、地震・津波編 第2章「第7節 広域応援要請計画」に準ずる。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実（道路課、契約管財課、防災課、関係機関）

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需用が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であることから、今後以下の対策を推進していく。

ア 交通規制計画の作成等

県警察は、緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結を行う。

道路施設管理者は、交通施設の耐震性確保等を図る。

イ 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保するとともに、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

県は、輸送を効率的に行うために、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、災害の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していく。市は県に対して必要な情報提供を行う。

エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市の管内に1箇所以上、災害の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

●資料編 資料 7-3 使用可能なヘリポート候補地

オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受ける

ことで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。そこで、第2編及び第3編「第1章 災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図る。

カ 運送事業者との連携確保

県及び市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両確認標章等の事前交付についての周知及び普及

キ 緊急輸送活動関係

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。また、国、県、市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。

ク 中核給油所（中核SS）等の把握

市は、国による整備、指定を進めている災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となり、災害時に緊急車両に対して優先給油を行う役割を担う中核SSについて、その所在地を把握し、共有を図る。ただし、中核SSは、一般消費者の殺到を防ぐため一般公表されていないことに留意しなければならない。

また、国は、自家発電設備を備え、災害等による停電時においても可能な限り継続して地域住民等に対して燃料共有を行うことができる住民拠点サービスステーション（住民拠点SS）の整備も進めている。

ケ 道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

5 広報広聴体制の充実（秘書広報課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで以下の体制を早急に整備していく。

実施事項	実施内容
プレスルームの整備	・災害時における報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するため、記者会見室及び待機室を確保し、情報発信の強化を図る。
インターネットを通じた情報発信に関する検討	・情報化の発展に伴い、インターネット、LINE、X（旧ツイッター）及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきているため、災害時の情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。
手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ	・聴覚障がい者、外国人に対しても的確に情報を伝えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討（各関係課）

(1) 防災拠点

本市の防災拠点は、広域避難場所として指定されているコザ運動公園とし、大規模災害時における公園内施設の役割は次のとおりとする。また、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、非常用電源設備等、耐震性貯水槽等による水の確保、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進し、防災拠点としての強化を図る。

施設名	使用用途
沖縄アリーナ	広域物資輸送拠点等の防災拠点
体育館	指定避難所等
武道館	遺体収容施設
陸上競技場	応急救護所及び仮設風呂
多目的運動場	ボランティアセンター
野球場	ヘリポート
グリーンフィールド	支援物資集積拠点
サブグラウンド	第1 応急仮設住宅
コザ運動公園内駐車場	その他の防災拠点

(2) その他の防災拠点の検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区または中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

7 公的機関等の業務継続性の確保（防災課、各関係課）

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、市防災計画、災害時職員行動マニュアル、受援計画との関係性や連動性を踏まえ業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。業務継続計画の策定にあたっては、男女の比率に配慮した検討体制とすることやジェンダーに配慮した意見交換の場づくり等が不可欠な要素であるため、女性の参画を拡大し、男女

共同参画の視点を取り入れた体制を確立するほか、プライバシーに配慮した上で障がい者等の多様な視点を取り入れるよう努める。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- (2) 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

部署・関係機関	各関係部
---------	------

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（各関係課）

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、市は、以下の対策を積極的に推進する。

- (1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実（防災課、秘書広報課、情報システム課、各関係課）
地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。
- (2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実（防災課、秘書広報課、情報システム課、各関係課）
津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。
- (3) 避難誘導対策の充実（ちゅういしいじい課、介護保険課、障がい福祉課、施設課、指導課、観光スポ

ーツ振興課、文化芸能課、防災課、建築指導課、各関係課)

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は、県、施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していく。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強や老朽化対策と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 避難行動要支援者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する調整の推進

オ 指定された避難路を閉塞する恐れのある住宅・建築物への耐震診断及び改修の促進

(4) 救出救助対策の充実（消防本部、防災課）

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していく。

ア 市は、県と連携し、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）を図る。

イ 市は、県からの補助を活用し、自主防災組織用の救出救助用資機材の充実を図る。

(5) 緊急医療対策の充実（市民健康課、こども相談・健康課）

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者は連携を図り、総合的な緊急医療対策を検討していく。

なお、当面、市は県と連携して次の対策を図る。

ア 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 市内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）

ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

エ 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定予測負傷者を踏まえた市内医療機関、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

カ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

2 大規模停電への備え（各関係課）

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（各関係課）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進（教育総務課、指導課、施設課、各関係課）

以下の点に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 家庭科室の利用検討

エ 保健室の利用検討（応急処置等）

オ シャワー室、和室、簡易ベッド、洋式トイレ及び車いす用トイレの整備

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、仮設トイレ、マンホールトイレ、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備、必要な備品の備蓄倉庫への保管

ク 施設の耐震化や老朽化対策及びバリアフリー化

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備（防災課、各関係課）

市は、危険な建物、地域から安全な場所に市民や観光客等を避難させるため、指定避難所、指定緊急避難場所、収容に関する予防対策を確立していく。

指定にあたり、指定緊急避難場所の収容可能人数は、敷地内の建物、道路、池などを除いた避難スペースとして、原則として1人あたり1㎡とし算出し、指定避難所の収容可能人数は、施設内の廊下、階段、トイレ、その他避難者を滞在させることに適さない空間を除いた避難スペースとして、原則として2人あたり3.3㎡とし算出する。

●資料編 資料6. 避難所・備蓄倉庫及び物資

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を下表の分類により指定する。指定にあたっては、基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に基づく「指定緊急避難場所及び指定避難所における指定基準」に適合するように留意する。併せて、広域避難における他市町村からの避難者の受け入れに備え、受け入れ可能な施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

指定緊急避難場所について、市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報、家庭動物の受け入れ方法を防災マップ等で住民等に周知する。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、住民等に対する図記号の周知にも努める。

区分	分類	概要
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は広場等であり、災害種別ごと（洪水、土石流、がけ崩れ・地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山）に安全（○）なのか危険（×）なのか示し、指定する。
	指定緊急避難場所（広域）	指定緊急避難場所であり、広域的な避難者の受け入れや、災害時の応急対策等に必要なヘリポートや救護所等が設置される防災拠点となる施設
	指定緊急避難場所（小規模）	指定緊急避難場所まで距離的に避難が困難な地域等を解消するため、小規模ではあるが、避難者が安全に避難できる施設
指定避難所	指定避難所	避難者を災害の危険がなくなるまでの期間、又は自ら居住場所を確保することが困難になった被災住民やその他の被災者を一定期間滞在させるための施設
	指定避難所（津波除く）	津波避難対象地域（津波災害警戒区域内除く）に立地しているため、津波警報、大津波警報発表時には開設しないが、津波警報等解除後は、施設及び周辺の浸水状況等を確認し、安全が確保されれば開設する指定避難所
	一時避難所	大規模災害時に、避難者を一時的に受け入れる公民館施設、民間事業所及びホテル等の宿泊施設であり、指定避難所の空き状況に応じて避難者を移動させ、短期的に開設する避難所とし、平時より協定を締結し、協力体制を図る。

イ 福祉避難所の指定

- (ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し、指定する。
- (イ) 民間の社会福祉施設等の場合は、福祉避難所の指定に際して、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。
- (ウ) 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が直接福祉避難所へ避難することができるよう努める。
- (エ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

ウ 福祉避難スペース（室）の確保

専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の指定避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の指定避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する。また、要配慮者も女性と男性のそれぞれがいることから、同性による介助・介護を実施す

るなど、女性と男性のニーズの違いに配慮する。

エ その他の避難所、避難場所等

市は、基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所並びに福祉避難所の他、必要に応じて次の分類により避難所、避難場所等として定めることができる。

分 類	概 要
準 避 難 所	二次被害の可能性のある地域（津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域）に立地しているが、「指定緊急避難場所及び指定避難所における指定基準」を満たし、二次被害を回避するための構造を有しているため、当該災害が収まった後に、施設及び周辺の被害状況等を確認し、安全が確保され、市長が必要と認めた場合に開設する公共施設
台 風 等 避 難 所	暴風域に入る見込みがある場合や、局地的な土砂災害、洪水発生時または発生する恐れがある場合等の小規模災害時に開設する公共施設とし、原則として、北部、中部、西部、東部の各地区に1箇所（計4箇所）同時に開設する。対象となる施設は、指定避難所、指定避難所（津波除く）又は準避難所の指定基準を満たしている必要がある。
津 波 避 難 施 設	津波警報、大津波警報発表時に、津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する高い建物（ビル、タワー、展望台等）及び高台にある広場等
災害時協力施設	平時より地域のコミュニティの場として周知されている公民館施設であり、災害時に避難者が滞在し生活する施設ではなく、当該地域の被災者に対し、炊き出しや支援物資の配給、トイレの貸し出し、情報提供などの支援協力を得られる施設とし、大規模災害時に施設及び周辺の安全を確認し、協力要請する。

オ 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備

(7) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月）」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月）」その他ガイドライン等を参考にあらかじめ指定避難所等の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ環境整備を進める。

(イ) 学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ウ) 市は、災害等の発生時において、被災者、避難者及び帰宅困難者等の通信を確保するため、西日本電信電話株式会社沖縄支社と連携し、避難所に災害用特設電話の整備を進める。

●資料編 2-16 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社沖縄支店）

(エ) 市は、災害時に避難所等となる施設の内、指定管理者が管理している施設については、「大規模地震に係る災害発生時における避難上運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）（総務省自治行政局）」に基づき、避難所等運営の役割分担及び費用負担について明確にしておく。

(3) 避難者の状況把握・共有方策の検討（各関係課）

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握

の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(4) 在宅避難者の支援方策の検討（各関係課）

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(5) 車中泊避難者の支援方策の検討（各関係課）

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(6) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発（各関係課）

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(7) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置（住まい建築課）

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(8) 物価の安定等のための事前措置（契約管財課）

市は、県と連携し、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(9) 文教対策に関する事前措置（教育総務課、指導課、総務課、市立郷土博物館）

市は、県と連携し、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が指定避難所等として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立並びに文化財の耐震についての指導・助言

(10) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置（指導課、保育・幼稚園課、各関係課）

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚

園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡連携体制の構築に努める。

(11) 広域一時滞在等の事前措置（防災課、各関係課）

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

ア 他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

イ 広域避難者の円滑な運送に係る運送事業者等との協定の締結

ウ 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成

エ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

オ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備

カ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(12) 家屋被害調査の迅速化（住まい建築課、各関係課）

市は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(13) 災害廃棄物処理計画の策定（環境課）

市は、国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するための基本的な考え方や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画を策定した。災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理を迅速かつ適正に実施する体制の整備に努める。

(14) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討（消防本部）

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定避難所等、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。

(15) きめ細やかな被災者支援（各関係課）

市は、平常時から地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

部署・関係機関	健康福祉部、教育委員会指導部、各関係部 市社会福祉協議会
---------	---------------------------------

大規模災害時には、市、防災関係機関とボランティアが共に、如何に活動するかが、その後の救援・復興を左右するということが阪神・淡路大震災で証明された。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

1 ボランティア意識の醸成（ちゅいしいじい課、指導課）

(1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じての取り組み

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図る。

2 ボランティアの育成等（ちゅいしいじい課、各関係課）

(1) ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、市及び市社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努め、学校・家庭・地域の連携体制の充実を図る。また、沖縄市赤十字奉仕団および沖縄市女性防火クラブにおいては、自治会防災訓練等に参加するほか、小学校・イベント等での炊き出し訓練を行い、子ども達等の防災意識の向上に努める。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信、被災建築物（被災宅地）応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

イ 市は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努める。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部・沖縄市赤十字奉仕団及び県・市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

3 ボランティア支援対策（ちゅいしいじい課）

(1) 市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備・指定しておく。

(2) 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

(3) 市及び市社会福祉協議会は、市内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していく。また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。

(4) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

(5) 市及び市社会福祉協議会は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援を検討するとともに、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

- (6) 市及び社会福祉協議会は、災害時のボランティアの支援について、別に定める「沖縄市防災対応マニュアル」に準じて対応する。
- (7) 特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第5款 要配慮者の安全確保

部署・関係機関	健康福祉部、こどものまち推進部、経済文化部、教育委員会教育部 教育委員会指導部、各関係部 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会
---------	--

要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保（各関係課）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、次の防災対策を講じておく。

(1) 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を市防災計画に定める。

特に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域、水防法に基づく浸水想定区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に立地している要配慮者利用施設については、災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、災害等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記しておく。

(2) 避難計画の作成及び避難訓練の実施

ア 施設ごとの規定（介護保険法等）

介護保険施設等の事業者は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運用に関する基準に基づき、非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。その際、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

イ 災害毎の規定（津波防災地域づくりに関する法律、水防法、土砂災害防止法等）

地域防災計画に明記された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、共通編 第3章「第5節 避難体制等の整備」を踏まえ、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しなければならない。

(3) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

(4) 地域社会との連携

施設の管理者は、災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(5) 緊急連絡先の整備

施設の管理者は、災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(6) 災害用備蓄等の推進

施設の管理者は、長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対する、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

【要配慮者利用施設とは】**【社会福祉施設】**

老人福祉関係施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障がい者社会参加型支援施設、障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、妊娠婦等生活援助事業の用に供する施設、児童育成支援拠点事業の用に供する施設、こども家庭センター、児童相談所など

【学校】

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くもの）など

【医療施設】

病院、診療所、助産所など

2 在宅で介護を必要とする者の安全確保（ちゅういしいじい課、各関係課）

心身に障がい有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮をする。

(1) 避難行動要支援者支援計画の整備

避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者支援に関する「沖縄市避難行動要支援者避難支援計画」と、避難行動要支援者名簿の整備を推進するとともに、個人情報保護に配慮しつつ

つ、避難行動要支援者に関する情報を避難支援等関係者へ共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者（以下「避難支援者」という。）を定めるなど、実効性のある個別避難計画の策定に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

基本法第49条の10～13、第50条第2項及び第56条各項並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の利用及び提供、名簿情報の漏洩防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、以下に定める。また、細目的な部分に関しては「沖縄市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき対応する。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとする。

- | | |
|--|----------------------------------|
| ☐ 自治会 | ☐ 民生委員・児童委員 |
| ☐ 自主防災組織 | ☐ 沖縄市社会福祉協議会 |
| ☐ 沖縄市消防本部 | ☐ 沖縄県警察本部 |
| ☐ その他避難支援等の実施に携わる関係者 | |

イ 避難行動要支援者の名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅で生活している、下記のいずれかに該当する者で、独居又は同居親族による避難支援が困難な者とする。

- | |
|---|
| ☐ 身体障害者手帳1、2級以上の者 |
| ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級の者 |
| ☐ 療育手帳A1、A2の者 |
| ☐ 介護保険要介護度3以上の者 |
| ☐ その他、特に配慮を要する者のうち、支援を希望する者 |

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している個人番号（マイナンバー）を利用して、住民基本台帳情報及び障害者手帳台帳、要介護認定情報等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手することができる。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| ☐ 氏名 |
| ☐ 生年月日 |
| ☐ 性別 |
| ☐ 住所又は居所 |
| ☐ 電話番号その他の連絡先 |
| ☐ 避難支援を必要とする理由 |
| ☐ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |

エ 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。

名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については、随時実施する。

オ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者が、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研修会等を実施し、個人情報の取扱いについて、周知徹底を図るとともに、次の点について避難支援等関係者に対し配慮を求める。

また、平常時に自治会、自主防災組織及び市社会福祉協議会等の避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供する際は、覚書を取り交わす。

- 基本法による守秘義務の認識と理解
- 必要以上の名簿の複製の禁止
- 施錠可能な場所への名簿の保管
- 団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）
- 名簿情報の取扱状況の市への報告

(3) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者の同意を得た上で、一人ひとりの個別避難計画の作成を推進する。なお、作成作業の途中若しくは作成の同意が得られない等の事情により、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供及びその他の必要な配慮をする。

また、個別避難計画内容の改善や避難の実効性の向上につなげるため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した避難訓練を適切に実施する。

(4) 円滑な避難のための情報伝達の配慮

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、高齢者等避難開始を促す。

避難の指示は、次の主な方法により周知する。

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市メールによる配信		○
市ホームページ及びSNS		○

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に際し、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守

ることが大前提であり、市は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で支援を行う。また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

(6) 支援体制の確立

災害時における避難行動要支援者の情報伝達や救助、避難誘導等は、自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員等による地域全体での支援が重要であるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制の確立に努める。また、機能別消防団員制度に基づき、避難行動要支援者への支援体制の充実を図る。

(7) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ② 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する普及・啓発

- ① 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ② 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(8) 緊急避難通報システムの整備

災害時に要配慮者が円滑に避難できるシステム整備を図る。

(9) 障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じ、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができ、円滑な意思疎通により緊急の通報を行うことができるようにするため、体制整備の充実、情報取得設備又は機器の設置、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

3 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設における安全確保（市民生活課、ちゅいしいじい課、障がい福祉課、観光スポーツ振興課、文化芸能課、各関係課）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、市は、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の常時点検に努める。

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

部署・関係機関	経済文化部、総務部、各関係部
---------	----------------

市、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

また市は、観光客等の安全確保について、別に定める「沖縄市観光危機管理計画（令和4年3月）」に準じ、「平常時の減災対策」、「危機対応への準備」、「危機への対応」、「危機からの回復」の各段階において、沖縄市や観光関連団体・観光関連事業者及び市民が一体となって最善の対策をとることとする。

1 観光客・旅行者等の安全確保（観光スポーツ振興課、文化芸能課、防災課、各関係課）

(1) 避難標識等の整備

ア 市は、指定避難所等・避難路等の標識について、観光客・旅行者にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標識とし、その安全確保に努める。なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、図記号の見方に関する周知にも努める。

イ 市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努める。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

市は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保（観光スポーツ振興課、文化芸能課、防災課、各関係課）

市は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

また市は、国の協力要請に応じて、国等が実施する研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。また、自治会長協議会においては、自治会と外国人住民との交流を増やし、コミュニケーションを取りながら、防災知識の啓発に努める。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

3 観光危機管理体制の整備（観光スポーツ振興課）

(1) 観光危機管理の普及、対策の促進

市は、県及び観光関連団体等と連携して、観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

市は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、市、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 避難体制等の整備

部署・関係機関	総務部、各関係部、沖縄警察署
---------	----------------

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、指定緊急避難場所・指定避難所等、避難誘導、収容に関する予防対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立していく。

1 基本的事項（各関係課）

(1) 避難体制の整備

ア 市の実施すべき対策（各関係課）

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等、住民の避難誘導等に関する警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(ア) 指定避難所等の選定

(イ) 指定避難所等の開設及び運営方法の確立

(ウ) 指定避難所等の安全確保

(エ) 住民への周知

(オ) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備

(カ) 避難の指示等の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備

(キ) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

(ク) 避難経路の点検及びマップの作成

(ケ) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(コ) 市防災計画へ浸水想定区域内に立地する地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地の明記 ※大規模工場等は、その所有者又は管理者から申し出があった場合に限る。

(ク) 市防災計画へ土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の名称及び所在地の明記

イ 要配慮者利用施設、地下街等、大規模な工場等、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策（各関係課）

(ア) 避難計画の作成

① 市防災計画に明記された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法等関係法令に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等又は急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市に報告するとともに公表しなければならない。なお、報告を受けたときに市本部長は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

② 市防災計画に明記された地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、水防法等関係法

令に基づき避難確保計画を作成し、市に報告するとともに公表しなければならない。

- ③ 市は、避難確保計画を策定していない要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ④ 観光・宿泊施設、その他不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定めておくものとし、職員及び従業員等に周知徹底を図る。

また、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、施設利用者等の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておく。

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難先
- ・避難誘導者及び補助者
- ・避難誘導の要領
- ・避難後の処置
- ・事故発生に対する処置
- ・その他必要とする事項

(イ) 避難訓練の実施

- ① 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市本部長に報告しなければならない。また、報告を受けたときは、市本部長は必要な助言又は勧告をすることができる。
- ② 地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施しなければならない。

(ウ) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設、地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努め、当該組織を置いたときは、市に報告しなければならない。

(エ) 避難誘導体制の整備

消防本部は、沖縄警察署等と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備等

ア 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定、整備

市は、災害時の避難に備え、以下により指定緊急避難場所・指定避難所等の整備をしておく。

- (ア) 指定避難所等は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用する。
- (イ) 指定避難所等として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査する。
- (ウ) 指定緊急避難場所の選定にあたっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮する。

(エ) 指定避難所等に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。

(オ) 市内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定緊急避難場所の予定施設又は場所を定める。

(カ) 指定避難所等の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておく。

イ 広域避難場所等の指定

(ア) 市は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、以下の基準により、公園等のスペースを指定しておく。

- ① 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ② 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ③ 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
- ④ 避難場所ごとの地区割計画の作成にあたっては、自治会区域を考慮すること。

(イ) 市は、指定緊急避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進する。

2 津波避難体制等の整備（防災課、各関係課）

本市は、東部地域に、中城港湾開発に伴う企業関連会社、泡瀬漁港、沖縄県総合運動公園等を有し、今後さらに人口の増加が予想される。こうした津波に対する防災上不利な地理的条件があるなど、市民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

(1) 津波避難計画の啓発

ア 市における対策

津波避難計画について、計画に定めている避難経路や津波避難ビルなどの情報を提供するとともに、防災訓練等を通じて啓発に努める。

なお、計画の修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていく。

イ 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

ウ 避難計画の留意点

(ア) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動

車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、沖縄警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

(イ) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員、自主防災組織、民生委員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

(2) 津波危険に関する啓発

市は、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発する。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

ア 市における対策

(ア) 市は、市民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- ① 津波災害警戒区域、津波浸水想定区域、津波避難対象区域（想定の限界や不確実性含む）
- ② 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- ③ 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震による津波等）
- ④ 津波の特性（波の押し・引き、遠地震、火山噴火等による津波等）

(イ) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- ① 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- ② 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ③ 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- ④ 津波危険地域の自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- ⑤ 広報紙
- ⑥ 防災訓練
- ⑦ 防災マップ（津波ハザードマップ）
- ⑧ 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- ⑨ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

イ 広報・教育・訓練の強化

(ア) 津波ハザードマップの普及促進

市は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を行うとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進

する。

(イ) 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。また、訓練等を通じて、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所等を運営できるように配慮するよう努める。

(ウ) 津波防災教育の推進

市は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図る。

ア 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

市は、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

ウ 避難ルート及び避難ビルの整備

(ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルート为目标とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

(イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(ウ) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。また、当該地域の公共施設に津波避難に有効な機能の付加を推進するとともに、民間建築物等の活用及び戸別住宅等における有効な避難機能の付加について検討する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造及び避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(エ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、高台に立地している広場等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、指定緊急避難場所を指定避難所等（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

(オ) 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

エ 建築物の安全化

市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

オ その他

河川管理者は、水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

カ 避難確保計画の策定及び避難訓練の実施

(ア) 避難確保計画の策定

市防災計画に明記された避難促進施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市に報告するとともに公表しなければならない。

(イ) 避難訓練の実施

避難促進施設の所有者又は管理者及びその使用人その他の従業員は、避難確保計画に基づ

き避難訓練を実施するとともに、その結果を市に報告しなければならない。報告を受けた市は、必要な助言又は勧告をすることができる。また、訓練実施に伴い、当該施設の利用者に対し協力を求めることができる。

第6節 道路事故災害予防計画

部署・関係機関	建設部	沖縄警察署
---------	-----	-------

1 道路事故災害予防（道路課）

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第7節 海上災害予防計画

部署・関係機関	総務部、経済文化部、消防本部	中城海上保安部
---------	----------------	---------

1 災害応急対策への備え（防災課、消防本部、農林水産課）

(1) 情報連絡体制の整備

市は、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部及び消防機関等と連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

(2) 消防、救助体制の整備

市及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

市は、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部及び消防機関等と連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。